

平成 2 4 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・招 集 平成24年 9 月19日
- ・開 会 平成24年 9 月19日
- ・閉 会 平成24年 9 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局
		長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成24年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。
暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において、6番、植田泰弘議員及び7番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る9月13日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が2人、町長から提出されております案件が15件で、その内訳は、一般議案7件、決算認定8件です。このほか、議会提出案件も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日9月19日に開会して、明日9月20日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月20日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月２０日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、１２名であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日、議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

- ◇議 長 日程第４、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成２４年第３回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

６月２９日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会を開催いたしました。町内における家畜伝染病の発生状況の説明、さらには口蹄疫発生時の対応方針などについて協議をいたしましたところでございます。

同じく６月２９日、オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会に出席をいたしました。管内期成会農林水産委員会の専門委員会がありますが、私は農林水産専門委員会の委員長という職を仰せつかっております。夏季要望の項目などの取りまとめに当たったところでございます。

６月３０日、ＳＬオホーツク号出発式が網走市において行われました。昨年に引き続き、ＪＲ北海道により、北見、斜里間において運行され、網走市の出発式に立会をしております。

７月２日から３日にかけては、北海道エアシステム女満別便などの要請活動を行うため、札幌市に出かけました。エアシステム休止に伴う早朝便の確保などにつきまして、北海道、航空会社等に要請を行ったところでございます。

7月4日、オホーツク圏活性化期成会役員会が網走市において開催をされました。3専門委員会から報告があり、夏季要望項目の全体調整を行ったところでございます。

7月5日には、大空町交通安全大会・社会を明るくする運動大会を開催いたしました。残念ながら、当日は大雨となってしまいましたけれども、535名の参加をいただいたところであります。雨が降るということから、残念ながら旗の波行動については、中止をせざるを得ない状況でございました。

7月5日から6日、全国民間空港関係市町村協議会理事会・総会のため上京をいたしました。この会の理事となつてございます。空港関係の要請項目などを採択し、国土交通省などへ要請活動を行ったところでございます。

7月7日は、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭に74名の出席をいただきました。御遺族の高齢化というところが、課題の一つとなっております。

7月9日、北網地区市町長会議が美幌町で開催をされました。夏に向けての節電対策、移住者に対する取り組みなどについて意見交換を行いました。また、供用前ではありましたが、びほーるを視察見学させていただいたところであります。

7月14日は、陸上自衛隊美幌駐屯地創立60+1周年記念行事が美幌町で行われました。昨年は、3月11日の東日本大震災、その後の災害派遣のため記念事業は中止となっております。本年度は、そういったことから、この日、前日には、美幌町市街地において車両行進などが行われた盛大な記念行事となりました。

7月19日から20日にかけて、北海道市町村長交流セミナーが札幌市で開催をされました。政治ジャーナリスト、岩見隆夫氏の講演、また、日本政策投資銀行大西達也氏の講演を受けました。政治情勢について、また、地域再生のポイントなどについての内容でございました。

同日、北海道合併市町村連携会議設立総会に出席をいたしました。今後、情報交換を行っていくこと、さらには交付税の優遇措置の延長などを求めることを確認したところでございます。

7月23日から26日まで、オホーツク圏活性化期成会夏季要望ということで、札幌市、東京都に出向きました。北海道や北海道開発局のほか、私は農林水産班として農林水産省などに対し要請活動を行ったところでございます。

また、同日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望ということで、これらの要望にも携わってまいりました。北見、網走間の期成会ではありますが、まず、足寄、陸別間の凍結区間の解除、さらには、北見、遠軽などの整備を中心に要望をしたところでございます。あわせて、北海道土地改良事業団体連合会オホーツク支部夏季要望ということで、東京都で要望活動を行いました。全体的な農業農村整備事業の要望のほか、網走川中央地区の採択を強く要請してきたところでございます。

7月27日、北見赤十字病院移転新築起工式が北見市で行われ、出席をいたしました。平成26年の開院、平成27年のグランドオープンを目指しているところでございます。

7月28日は、新党大地・真民主地域政策懇談会で、空港、道路、農業、健康保険、通信体制などについて、松木代議士に対し要請を行ったところでございます。北

見市と書いてありますが、私どもの町の役場に出向いてくださったということで、庁舎で懇談会の開催をさせていただきました。訂正をいただければと思います。

7月29日、民主党地域政策懇談会が北見市で開催をされました。先ほどと同じ項目につきまして、民主党北海道に対して要請活動を行ったところでございます。

8月15日は、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を行いました。125名の出席をいただいたところでございます。こちらも東藻琴地区と同様、遺族の高齢化、出席者の減少が課題となっております。

裏面にまいります。

8月22日、網走地域自治体病院等広域化・連携構想検討会議が網走市で開催をされました。今後の地域の医療体制を確立していくため、現状分析を進めることを確認いたしました。また、より細かなデータを収集していくこととしたところでございます。

8月27日、大空町・氷川町災害時相互応援協定締結式を行いました。交流10周年の訪問団の皆さんなどが見守る中、氷川町藤本町長との間に調印を交わしたところでございます。

8月29日、大空町情報公開及び個人情報保護審査会を開催いたしました。自治基本条例の基本的な考え方などについて、挨拶で申し述べるとともに、前年度における申請件数などについて説明をさせていただいたところでございます。

8月30日、北海道土地改良事業団体連合会臨時総会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。優良団体の表彰、平成25年度の農業農村整備事業予算の確保、TPP反対の大会決議を採択したところでございます。

8月31日は、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされました。北見赤十字病院の負担区分について、町村会として内容を決定いたしました。また、オホーツク地域化製場の整備について、JA連合会から説明を受け意見交換をしたところでございます。

9月1日から5日までにおきましては、女満別空港国際チャーター便誘致協議会東アジア観光プロモーションといたしまして、上海、北京を訪問いたしましたところであります。昨年、オホーツク圏活性化期成会で中国調査の際、上海伊勢丹百貨店で提案のありました、北海道物産展へ参加をいたしました。また、チャーター便の誘致ということから、観光プロモーションを北京、台北の2班で行い、私は北京班として企業、航空会社等を訪問したところであります。まだまだ現地では、北海道の情報が少ないというお話も伺いました。また、中国における旅行商品というのは、まだまだ稚拙なところがありますけれども、人口規模などを考えたときに、将来の可能性を感じたところでございます。

以上申し上げて、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。

9 月に入りまして大変暑い日が続いております。議場の皆さん、そして傍聴席の皆さん、御家族並びに皆さんも熱中症にならないように水分を十二分にとっていただき、この暑さを乗り越えていただきたいと思います。

私は、去る 8 月 25 日、留萌市で行われました全道女性議員研修会に参加をいたしました。その折に目にいたしました健康の駅という、大変聞きなれないこの駅に興味を覚えました。留萌市といえども駅前周辺は、いわゆるシャッター街で人通りも少なく郊外になりつつあり、国道に面したこの健康の駅周辺は、まばらではありますが、人の出入りが目につきました。中に入ってみて、さらに驚きました。日曜日ということもありましたが、子供たちがいました。高齢者もいらっしゃいました。若い子連れのお母さんもいらっしゃいました。それぞれに子供たちは、竹とんぼなどの昔の遊びをおじいちゃんたちに教えてもらい、若い子連れのお母さんは育児相談など、お年寄りには血圧測定やエアロバイクなどで、御自分に合った体力づくりをごく普通に行っておりました。私は、お隣同士になった年配の女性に声をかけてみました。「お近くですか。」、「はい、バスで 10 分ぐらいですよ。」、「よくいらっしゃるんですか。」、「はい。いつもは火曜日なんですけど、きょうはお友達と約束をしたので遊びに来たんですよ。」と、まるで楽しそうに話をしてくださいました。まるで市民の憩いの場のような雰囲気でした。私は、受付にあったパンフレットを何種類かいただき、近くにいた方に「この施設は市の建物ですか。」と伺ったところ、その方は「北海道です。ここ留萌市だけなんですよ。」と誇らしげに話してくださいました。私は、我が大空町にこのような施設があったらいいと思い、きょうのこの質問になりました。

質問するに当たり、調べましたら、設置母体は北海道ではないということがわかり、私自身の浅はかな早とちりを悔いているところでございます。しかし、大空町でもこの施設に類似したものができないだろうか。現在は、ウォーキングマシン等がゲートボールセンターの中に設置されておりますが、健康づくりという観点からいってどうだろうか。町民が楽しんで使用しているだろうか。町民が行きよいところにあるだろうか。また、町民の健康を維持していく上からも、保健センター的なものを将来的に考えていただけないだろうか。町民の中には、体力的にも精神的にも苦しんでいる人たちは、たくさんいらっしゃいます。そういった方たちが少しでも楽になるような、気軽に話せて立ち寄れる場所が必要と思い、北海道が設置母体でないと知りながらも類似した施設が、この大空町にあったらと考えました。ぜひ、町長を初め担当課の皆さんの御意向をお伺いをいたしまして、終わります。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、私どもが調べました健康の駅の内容について、御説明を申し上げたいと思い

ます。健康の駅は、健康維持、増進を目的といたしておりまして、健康のための活動を行う施設、自由に交流ができる交流の拠点と位置づけられているようでございます。健康の駅推進機構というところがありまして、そこが認証するということになるようであります。平成23年の3月現在、少し古いですが、全国で19の駅が認証を既に受けておりまして、2つの駅が申請中であると、このような内容が載っております。この認証を受けることによって、健康増進手法にかかわる知識や情報の交換を行うことが全国的に可能になるというものかと思えます。

留萌市の健康の駅でございますけれども、平成21年の7月に設置がされているようでございます。指定管理者制度でNPO法人が管理運営を行っております。設置と同時に、健康の駅の認証を受けているということでございました。特徴として5つほどございます。1つは、自由に集える健康サロンがある。2つ目として、よろず健康相談の実施をしていて、週2回医師や看護師、介護支援専門員、介護福祉士などが相談に当たっている。3つ目は、健康測定ということで、現在いろいろな機械、器具などの設置をして、自分の体の調子を小まめにチェックすることができる。4つ目といたしましては、体操運動教室などが開催されていて、今議員から御指摘のありましたウォーキングマシン、エアロバイク、ステップマシンなど軽運動ができる機会を提供している。5番目として、食と健康の情報提供を行うという機能を持っているようでございます。

それらを私どもの町、大空町に置きかえてみて、少し御報告を申し上げたいと思います。現在、私どもの町では、保健師による健康相談を実施してございます。平成23年度は178回、延べ1,127名の健康相談を受けております。地域の方々が集える場所としましては、女満別の老人福祉センターの足湯などがございますが、延べ2,700名余りの御利用をいただきました。運動の機械の提供ということについては、平成22年度にランニングマシンとエアロバイクをそれぞれ2台、女満別ゲートボールセンターに配置をいたしました。健康教室といたしましては、水中エアロビクス、水中運動教室、アクアエクササイズ、ボディメイクストレッチ教室、いきいき教室、そういったものを開催しております。さらに、食と健康の取り組みといたしましては、専任の管理栄養士を配置し、栄養相談や冬期保健講座などを開催しております。さらに、食生活改善推進員の育成を行っており、現在66名の会員の方々がいらっしゃいます。こういった方々の支援をいただき、教室や講座を開催しているという状況にあります。しかしながら、町内の各施設、いろいろなところで分散をして実施している状況でございまして、拠点施設というようなところで集約的に実施できているという状況にはなってございません。先ほどの健康の駅、この認定を目指してはということでもありますけれども、現時点の私どもの施設の使い方で見ますと、町内の各公共施設で分散しているということで、一つ一つを見ますと、現在の状況では健康の駅の認定基準をクリアできるような施設にはなってございません。

平成13年度に制定をいたしました旧女満別町の総合計画では、項目の中に保健、医療、福祉の活動拠点となる保健福祉総合センターを生涯学習センターと一体で建設しますと定められて、俎上に上ってございました。しかしながら、当時は財政的なものから具体的な検討には至っていない状況にございます。さらに、大空町となりまし

た後、平成20年から平成27年までの計画期間とする新しい総合計画におきましては、第2章、あったか福祉のまちづくり、第1節、保健、医療体制の充実の項目の中に、主な施策といたしまして、保健、医療、福祉サービスの活動拠点となる保健福祉総合センターの建設を検討しますという内容になっております。旧女満別町の計画から見ますと、表現的には少し後退をした状況になっておりますが、これは財政計画などとの整合性を図る上で、こういう表現とせざるを得なかったという状況があります。しかしながら、議員の御指摘のとおり、これから町民の健康というのは、かけがえのないものでございます。この期間中、十分にこの総合計画に示されている内容等について検討を進め、ぜひ将来的にそういった施設の整備ということにも踏み込んでまいりたい、そのように考えているところでございます。ぜひ、今後もいろいろな方々の意見を聞いて、具体的なものとしていきたいというふうに考えておりますので、御指導賜りますようお願いを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございました。

町長がただいまおっしゃってくださったように、私も実はけさ……けさです。けさ、女満別ゲートボールセンターのほうへ行って、いわゆる大空町の運動マシンなるものを初めて見させていただきました。たまたま、そこに老人福祉大学で東藻琴へいらっしゃるという顔見知りの方たちが何人かいらしたものですから、「中堀さん、どうしたの、こんなに朝早く。」と言われて、「いや、実はきょう質問するのに泥縄で、今初めてここへ見に来たんですよ。」というお話をしましたら、「あそこは一々事務所へ行って書かなきゃいけないし、面倒なんだよね。」ということを知り、もう少し早くにこの場所へ来てみるのだったなというふうに、また、町民の皆さんにもお話を聞くんだったなというふうに反省しているところしきりなのでございます。確かに、けさ初めて見させていただきましたエアロバイクとか何とかトレーナーとか、私は横文字に弱いものでごめんなさい。歩くマシンですね、それとかいろんな機械がありまして、それらしいさまにはなっておりましたけれども、入っていくところが女満別ゲートボールセンターの体育館の中とばかり思っておりましたから、受付で「済みません、見させていただきます。」と、「はい、はい。」と、「ずっと右側に行って、そっちのほうの一番奥のほうにありますから。」と言うから、体育館の中まで行ってしまったらない。あけようと思っても鍵がかかっている。それでまた窓口へ戻ってきて、「済みません、鍵がかかっているんです。」、「そんなばかなことないんだけどね。」と言いながら連れて行ってくださいました。そうしましたら、全然方向違いなところで、言われたらきちんとそこにトレーニングルームと立派なものに書いてあるのですけれども、言われなければ見えない、わからない。ですから、ちょくちょくいらっしゃっている方は目に見えているのでしょうけれども、そのところから始まって……体育施設、どっちを向いて物を言っているのかな。町長にではなくて、管理していらっしゃる方たちに、ぜひ町民が簡単に行って使いやすいように、わざわざ事務所へ行って記名をするのではなくて、その入り口のところに何か記名帳を置いても

いいではないかなというふうに、けさ思いました。ぜひ、御一考のほどお願いしたいと思います。

それから、町長がただいま大変細かくお調べいただきまして、御答弁いただいたのですけれども、私も先ほど言いましたように、北海道の施設だと言うから、それは留萌市に1カ所しかないのなら、ぜひ道東、道北の我が大空町にと思いましたが、北海道の施設ではないということがわかりましたけれども、質問の中に言葉を入れましたように、類似したものをということで、確かに今の女満別、東藻琴を見ても、そのものをきちんと、その器具を入れるような場所はないということはわかっていながらも、町長を初め担当課の方たちの頭の隅に置いておいていただきたいと思ひまして、きょうはこのように質問に立ちました。ぜひ、ことしや来年、総合計画の中だけではなくて、突然でもいいではないですか。町民の健康だということを考えましたときに、1カ所で済むようなものを考えていただきたいというふうに思ひます。ぜひ、よろしくお願ひをいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も何度か女満別ゲートボールセンターのトレーニングルームというところを使わせていただいておりますので、私も当初、なぜ事前に受け付けをしななければならないのかなと、そんなことをちょっと思ったことがありました。しかし、よくよく話を聞いていますと、限られた人数の中であそこのある施設を全部管理をしている。まして、あそこのところに専属の受付の方を置くわけにはいかない。中には、一生懸命に頑張り過ぎてぐあいが悪くなる、そういう人もいと心配だというようなこともあります。書くときに、入った時間と一応自分の目安として運動する時間を書くようになっております。それは、時に応じて管理人の方がそこを確認しに行ったり、その時間を過ぎて、もし帰りのところでまだ帰られていないようだ、中で倒れているのではないかと、そういうようなことをしていくために、事前に入るとき、それから帰るときには声をかけていただきたい、そういうことをお願いしているわけでございます。そういうお話を聞いて、今の施設の状況の中では多少不便をかけますけれども、いたし方ないのかなと、そのように私自身は感じたところでございます。今後、いろいろな施設の中で、そういったものを整備していくということにおいては、そういったところにも十分配慮をしていかなければならないものと、そのように考えておりますので、今のところはそういったところで御容赦をいただければ幸いだと思っております。

また、1カ所でということで、それはもちろんそういうことで、新しい施設をつくるということも1つでありまして、そうすると現在の旧女満別町の時代の計画のところの発端から申しますと、現在の研修会館や女満別ゲートボールセンター、そのあり方と、さらにはそこのところ、例えば建てかえていくのであれば単に研修施設ということだけではなくて、保健福祉の総合的な集える場所ということでの発想だったかと思ひます。その考え方は、議員の考え方にも通ずるところがあつて、私もそういう方向性でいいのではないかとこのように思っております。そこまでいきますと、やはり

総合計画の中に位置づけて、しっかりと御議論をいただかなければならないと、そのように思っております。ただ、そこに移行するまで全てを我慢してくれということではいけないのかと思いますので、これからも何とかできるところは、今のところの施設などを十分活用しながら御期待に沿えるように努力をしまいたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございます。

私自身がエアロバイクのところへ足を運ばなかったということもありますけれども、泥縄でけさ伺った話によりますと、1日3人か4人の使用らしいのです。ですから、町長の御心配もおありでしょうけれども、そこを利用しようとなさる方は余り、なれた方たちというか、ちょくちょく見えている方たちというようなふうに思いますので、簡易的な受付というのであればですけども、ぜひそこは御一考願いたいと思ひまして、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 なれている方は、確かにそれでもいいのかもしれません。今時期、私も夏場に行くことがありますけれども、冬場などは雪面の、氷の面の外を歩くというのは危険だなというようなことで、夏は確かに1日3人程度なのかもしれませんが、冬期間などについては、もっともっと多くの方に御利用いただいております。私自身も時間帯によっては、なかなかあのそのマシンに乗れないような、そんな時期もございます。先ほど言ったように、受付の改善ということでもありますけれども、私どもはやはり事故というものの責任も受けとめていかなければならない立場にあります。そんな中で、そういう受付の仕方が本当にいいのか。もし、何かあったときには、どうしてそんなことにしていたのだと。やっぱりそちら側の心配も私どもとすれば出てくるわけでありまして。事前に、ちょっと煩わしいかもしれませんが、そういうことも含めて町民の皆さんには御理解を、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、そのように思うところでございます。

◇中堀議員 ありがとうございます。終わります。

◇議 長 これにて中堀君子議員の一般質問を終了します。

次に、1 番、品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 本日、第3回大空町議会定例会が開催されました。事前に通告をしておりますので、通告の順に従い、質問させていただきたいと思ひます。

第1問目でございます。有償ボランティアの制度導入の考え方についてお尋ねをしたい。介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の許可を受けた有償ボランティア制

度であります。2007年に東京都稲城市が初めて導入をいたしまして、昨年度末で50を超える全国市町村、自治体が実施しておられると聞いています。原則65歳以上の高齢者に元気でいて、またボランティア活動を元気にしてもらい、御自身が要介護になるのを予防するのが最大の目的であります。ボランティアに登録いたしますと、ポイントカードやスタンプ帳をもらうことができ、たまったポイントは年に1回換金を申し出て介護保険料に充当することができるということでございます。この背景には、介護予防効果への期待だけでなく、地域の活性化や住民同士の団結の強化を図り、高齢化社会を乗り切る地域づくりにつなげたいとの思いがあるのだらうと考えております。

ここで町長にお伺いをしたいのでありますが、我が町のボランティア団体の実態と活動内容について教えていただきたいと思ひます。

また、現在ボランティア団体に対して、どのような支援が行われているのでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

私たちの町では、商店会活動でそらっきーポイントカード事業が一昨年から新たにスタートいたしました。町みずからも各種イベントへの参加に対してポイントを付与したり、ボランティア活動に対してポイントを付与することを行っております。このそらっきーポイントをボランティア団体として活動をしておられる方々にも付与することはできないのでしょうか。ボランティアセンターの機能を社会福祉協議会に委託をさせている兼ね合いもあると思ひますが、考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

この介護ボランティア制度は、地域支援事業交付金の財源として導入されたものでありますが、今や地域の実情に応じた独自の仕組みを編み出している自治体もござひます。子育て支援に高齢者の力を発揮していただく自治体もあれば、また、ボランティア側の対象年齢を18歳までに拡大して、今日的に孤独死、孤立死の問題が深刻化する中で、在宅高齢者の見守りを優先課題とする都市部の自治体もござひます。

なお少子高齢化の進行は深刻であります。世代ごとに制度を完結させるには何分限界もござひます。世代間の支え合いを加味したボランティア制度は、より多くの人が支えていかなければならないものであります。この有償ボランティア制度が、一つの契機になればと考えるわけでござひます。町長の前向きに取り組む姿勢をお聞かせください。

2問目でござひます。新規就農者技術習得管理施設、大変難しゅうござひます。以後、新規就農支援ハウスと述べますので、御了承ください。これらの活用、利用から考えられる施策の展開について提言をいたしたい、こんな考え方でござひます。メルヘン公園に新規就農支援ハウスが5棟ほどござひますが、この施設の運用、実績と実情についてお伺いをしたいと思ひます。定住促進のためのお試し居住という活用をされているようでござひますが、その料金とシステムと実績についてもあわせてお聞きしたいと思ひます。

大空町の観光を考える上で、女満別空港抜きでは施策の展開ができないのではと、そのように考えてござひます。東日本大震災後の昨年の10月ごろからですか、女満別空港乗降客の回復基調が見られ、10%以上の伸びを示しているようでござひます。

たまたま、平成15年度に陸別町の銀河の森コテージ村を訪れる機会がございました。平成15年度の宿泊客は5,000人を上回り、平成11年度から毎年伸び続けているとのことでした。人口3,000人足らずの町に、これだけの宿泊客があることに驚いたわけですが、その中でも道外客が42%も増加しており、都会にはない自然を満喫できることやレンタカーを利用し、知床半島や阿寒、摩周湖といった道東観光に地の利がよいことが人気の要因であると、このように伺った次第でございます。道外客の多くは帯広市、また、女満別空港からレンタカーで銀河の森コテージ村に入り数日間を過ごし、観光地を訪ねたり陸別町周辺で釣りや乗馬を楽しむそうでございます。さきの総務文教厚生委員会の中での地域再生加速事業、圏域への誘いとモビリティアッププロジェクトの事業説明を受けた際に、レンタカーの動向調査をすべきではないかと述べたわけでございます。バスを含めたレンタカーなどの2次交通のあり方を踏まえた上で、滞在型観光の拠点施設としてコテージ村といった構想について、町長はどのように考えておられるか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点の質問をさせていただきました。第1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の有償ボランティア制度の考え方等についてでございます。現在の町内のボランティア団体の状況を、まずお知らせをしたいと思います。社会福祉協議会のボランティアセンターに登録をされた団体は8団体、159名の会員と個人登録の方が3名いらっしゃいます。活動内容としましては、駅舎周辺の環境整備、老人福祉センターでのレクリエーション活動の場の提供、花壇の整備、女満別ドリーム苑など特別養護老人ホームでの捨て布切り、給食サービスの配送、ふれあい昼食会のお手伝い、サロン活動などでございます。平成22年度の数字でございますが、実績といたしまして、延べ1,373人区分の方々の活動が行われてございます。また、ボランティアセンターに登録をされていない団体も2団体、45名ほどいらっしゃいます。ボランティアセンターの事務局は、現在は社会福祉協議会が担ってくださっておりまして、町として団体活動費として15万2,000円の補助をしているところでございます。

現在町では、そらっきーポイントカードのポイント発行なども考えておりますけれども、ボランティア活動に発行する考え方はということでございますが、町としては、ぜひともボランティア活動にも発行していきたいと、そのように考えてございまして、今も全てではございませんけれども、町がかかわるようなボランティア活動、花苗の移植作業でありますとか湖畔の清掃でありますとか、そういったものについてはポイントを発行させていただいている状況にございます。

しかし、全てのところに至っていないということについて、少し御説明を申し上げたいと思います。ポイントを発行することしの4月からでございましたけれども、その前段で内部で関係団体の意見も聞きながら、いろいろ検討をしたところでござい

す。第1段階として、そういったボランティア活動にも多くポイントを発行していいかと、そんな考え方を持っておりましたけれども、ボランティア団体が独自にいろんなところでボランティア活動をされていく、その確認作業が十分にできるのかどうかというようなことが話題となりました。そのところが、しっかりと把握できるものでなければ、結果的に不公平になってしまうのではないかと、そんなおそれがありますというようなことを社会福祉協議会の関係者の方などからの御意見をいただき、全てのボランティアということにならなかった経過があります。

もう一つは、ボランティアは無償であるべきである、そういう考え方をお持ちの方がかなりいらっしゃいます。そういうことでありますので、ポイントであっても受け取るべきではないのではないかと、そんな考え方などもあるようでございまして、そういった方々の考え方を一様に無視をして一律的に入れるということについて、もう少し時間が必要かと。いろんな検討をしていかなければならない、工夫をしていかなければならないというようなことから、全てのボランティアに対するそらっきーポイントカードの発行ということには至っていない状況であります。町といたしましては、いろいろなそういった活動に対して、その若干のお礼の意味を込めたポイントの発行というものは、あってしかるべきではないかなと、そのように考えている部分もありまして、今後団体などの理解をいただきながら、また、仕組みづくりもさらに考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

稲城市におきましては、平成19年の9月から介護支援ボランティア制度を導入されております。現在、私どもの調べでは、全国で47市町村が導入しているということでございます。この制度は、65歳以上の方が特別養護老人ホームなどの高齢者施設で配膳の手伝いや高齢者の話し相手などのボランティア活動を行うとポイントが付与され、そのポイントを現金に交換をすることができるものでございます。こういったことで、まだまだお元気な高齢者の方の社会参加を促進し、介護予防につなげるという目的と現金として交換されますので、結果的にそれらをもとに介護保険料の支払いに充てられるなどといった効果があるというふうに聞いてございます。平成24年度で稲城市では、現在505名の登録があるという報告がございまして。また、平成21年度では207名の方がボランティア活動を行って、延べ70万5,000円を交付しているというものがホームページなどに掲載をされていたところでございます。

私どものところは介護ボランティアに限らず、さまざまなボランティア活動にそらっきーポイントの交付というものをしていきたいと、そのように考えているところでございます。また、その稲城市などが実施をしております介護ボランティアの事業などにつきましては、地域支援事業という国の事業の対象になることが明記されてございます。これは、その市町村の介護給付費の2%の範囲内で実施をした地域支援事業に対して、国と北海道から60%の支援があるわけでございます。しかし、私どもはこの地域支援事業として先ほどの介護支援ボランティアを導入してはおりませんけれども、それ以外のいろいろな仕事をこの地域支援事業の対象として充ててございます。介護予防通所事業や高齢者の世話つき住宅の生活援助員の派遣事業、また、見守りネット事業や介護用品の支援事業など、そういったものをこの地域支援事業の対象とし

て報告をさせていただいて、既に私どもの町の上限となる約1,000万円程度でありますけれども、それを超えているというような状況になっているがために、今回の介護支援ボランティア制度をこの地域支援事業に充てていないということになってございますので、この点については、ぜひとも御理解を賜りたいと、そのように思います。

続きまして、2点目の御質問にお答えをしたいと思います。新規就農者技術習得管理施設、大変長い名前でありますけれども、当時導入をいたしました新山村振興等農林漁業特別対策事業の一つのメニューとして、こういう名称が規定されておりましたので、それをそのまま使ってきたというような状況にあります。平成12年の4月からこの施設については開設をしております。利用の目的というのは、農業関係の補助事業で整備をいたしましたので、農業を体験してみたい方、新規就農をするために農業の実技を学びたい方などが対象となって、そこに滞在をして地域の中で体験や実技を学ぶというような施設でございます。施設の構造であります、木造平家建て、単身者向けが3棟、世帯向けが2棟ございますが、単身者向けはワンルームで24.5平米、世帯向けは1LDKというのでしょうか、45.6平米の広さでございます。中には台所、浴室、トイレが整備されておまして、掃除機、冷蔵庫、洗濯機、ガスレンジ、電子レンジ、ストーブ、テレビ、寝具、台所の用品なども備えつけておりますので、全く何も持たずにそのまま体験滞在ができるというような内容になってございます。料金でありますけれども、1日から15日まで、これは1泊単位で計算をさせていただき、世帯向けは3,150円、単身者向けは2,100円、1泊当たりの値段でございます。また、16日から1カ月未満を1回と数え、さらにそれから1カ月単位で、今度は月型の料金体系を設定しております、世帯向けの場合は2万6,250円、単身者向けは2万1,000円、このほかに光熱水費は別にいただくというような状況になってございます。

設置当初、平成12年から以降は、長期に農業体験をしたい、また、そこに寝泊まりをしながら農家の実習に入って実技を学びたい、そういう方々が多くいらっしゃいましたけれども、近年ではそういう方々の利用が減少している状況にあります。また、この施設、計画当初からそういった農業関係者の方々の宿泊を担い、さらに余裕があれば移住を希望されている方々などへも提供していこうということから、先ほど言った1泊当たりの料金設定でありますとか月当たりの料金設定というものをしております。現在は、そういった長期にわたっての農業実習などをされる方々の利用が減ってきている反面、移住などを考えていらっしゃる方々の利用がふえてきている状況でございます。私どもはお試し移住などと言っておりますけれども、過去3年間のそういった方々の利用の実態を報告させていただきたいと思います。平成21年度では70人日分、平成22年度は263人日分、平成23年度は東日本大震災の被災者の支援を優先としていたために、お試し移住の利用は少なくなっております、99人日分。しかし、平成24年4月から8月までの5カ月間でありますけれども、既に434人日分の御利用をいただいております。利用者の方から口コミなどで広がり、長期間滞在をされるケースがふえてきている影響かと、そのように思っております。利用者の方々には、町内の農家での農業体験や、また、メルヘンカルチャーセンターな

どでの農産加工体験などもいただいております。そういう中で、地域での交流も深めていただいている状況でございます。

移住と申しまして、一気に移住される方というのはほとんどおられません。まず、そのお試し移住などを経験して、地域とも交流を深めてからというパターンが多いというふうに思っておりますし、最近では季節移住でありますとか2地域居住という暮らし方もふえてきております。これらの状況も踏まえて、本町での多様な滞在につなげていくための施設として活用していきたいと、そのように考えているところでございます。

また、コテージ村という考え方でありますけれども、陸別町の施設などを私どもも少し調べさせていただきました。陸別町の施設などは、10人用、それから6人用、2種類がございまして、全部で5棟ございます。10人用については1泊3万3,000円ということでございます。6人用については2万円ということで、長期滞在をされるというよりは貸し別荘のような、そういうことで何日かここを拠点として滞在をするというような形に使われているのではないかと、そのように感じているところであります。当初、この計画をつくったときには、そういういろんな施設を、他の市町村の施設を見せていただき、そういった貸し別荘のようなコテージのような、そういったものとして整備をする考え方も1つにはございましたけれども、移住などの観点から長期滞在をするための施設というような視点で整備をした結果、現在のような施設になっているところであります。将来に向けて、そういったコテージ村というような発想というのも捨て切れないところがあるなど、私自身はそうように思っておりますが、一方では町内には民間の施設、宿泊施設などもございます。そういった中で、どういう形態のものが、例えば私どもの地域でいけばかなうのか、そういったことを戦略的に少し煮詰めてからではないと、なかなか次のところには進めないかなと、そのように感じているところもございます。そういったことなどを十分検証を加えて、また御指導賜りたい、このように思っておりますので、今後とも御理解を賜りますようお願いを申し上げますと存じます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田委員 答弁をいただきました。ありがとうございます。

町長さんが言ったとおり、ボランティア団体の実績と活動、もっと細かくということもありましたけれども、意外や町民の全体の中で理解をされていない分野だったのかなと。大空町的には、そういうボランティアの崇高な方々の尽力というものが、まだ理解をされていない、そんな一面もあるのではなかろうかというふうな、まず基本的なスタンスで質問をさせてもらったわけでございます。

町長さんが先ほどおっしゃいましたけれども、きょうこの有償と無償という考え方を論じる争点にいたしたくはないと、私は思っています。なぜならば、解決済みだからなのです。厚生労働省との間でかなりな激論を交わしながら、今日国が制度として認めたということは何を意味しているのかと、そのスタンスを自治体に持っていた

きたいということでもあります。別に有償にしたからボランティアの精神が汚れるであるとか、そういうことではないということです。そのベースメントには、先ほどもしゃべらせていただきましたけれども、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域に貢献することを積極的に奨励、支援する。高齢者自身が社会参加活動を通じて介護予防を推進するためと、この一文でもって全ての問題は解決したと、私はそういうふうを考えております。その上で、町長はどのように考えているのかと。また、姉妹都市である稲城市が先駆者でありますけれども、相当な考慮といいますか、今町長さんが言ったとおり、いろんなことを考えて、練りに練って、そして厚生労働省と折衝をして勝ち取った支援事業なのだと、価値ある支援事業なのだという認識を、まずもってお持ちをいただかなければ話が一向に進まない、私は思っています。ただ、ポイントをやればいいということではないわけで、これはいわゆる社会福祉協議会の組織自体の問題にもあると思いますけれども、まずはきちっとした制度の中で、ボランティアセンターとしての役割を果たしているのかというふうなこともあろうかと思えます。まず、活動して、そして証明、そういったものがしっかりと進められていかなければ、まずだめですから、町長さんの言うとおりの若干の時間はかかると思いますけれども、たまたま、そらっきーポイントカードが似たような発想でやっていますけれども、あれは消費購買力をふやすということが主力で町が支援をしているわけでありまだけれども、別にそらっきーポイントカードと一緒にする必要もないなど。いわゆる自家発行型でやればいいわけですから、別に合わせることはないのだけれども、先ほども言ったとおり自治体のそれぞれのいろんな組み合わせ、やり方はインターネットで調べればわかると思います。うちの町と同じようなことで、ドッキングしたという町も1つ2つはあるのではなかろうかな。それが知恵だと思います。それが結果的に、そらっきーポイントカードをもっとよくすることにもなりますし、行政としてのボランティアの啓蒙と、これから高齢化社会を迎えてどんどん、どんどんお年寄りという概念でなくて社会の実働人員として活動してもらうという、そういう崇高な願いを持っていかなければ、変化のある時代には乗り切れないのではないだろうかという考え方で質問させてもらっているところでございますけれども、いま一度お考え方を確認したいということでございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今の御質問の内容でございますけれども、そらっきーポイントカードのポイント付与と介護支援ボランティアのそのポイント化というのでしょうか、そういうものを別に設定してやるべきだという御提言といいたいでしょうか、質問の内容、そのように受けとめてよろしいのでしょうか、

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田委員 いや、そういうことではないのです。ですから、これは知恵ですから、そういうそらっきーとの話し合いでどういうふうに変えるかは、今後のことだと思います

けれども、私は当事者でございませんから、町とそういった形で町の考え方がもしかあるのであれば、煮詰め方は双方の考え方に一致するものを見出すべきだと。もしか、町が独自でやろうとするのであれば、自家発行型になるであろうと、こういうことで申し上げたということです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど、現在私どもの町には、ボランティアなどを一部対象としておりますそらっきーポイントカードのポイントがあるというふうに申しました。ただ、ボランティア全体になかなか幅を広げられていない、それはボランティア団体の方々が独自にいろんなところで活動をされているところを一体だれが把握をして、この方がボランティアをしてくださった、そのことを立証と言ったらちょっと言葉がきつくなるかもしれませんが、確認ができるかというところ、発行機の数なども限られているという中で、そのあたりをどういう仕組みにしていっていいかなというところが、少し十分ではなくて取り組めていないというところもあります。ただ、一遍にそらっきーポイントをカードにつけ加えるということではなくて、例えばそういうボランティアの方々、検印みたいな判を押す仕組み、そういうようなものを持っていて、例えばそういうようなものでいろんな団体の方々に御確認をいただく、それらをもとにそらっきーポイントカードに付与するなんていうやり方はどうだろうかというような話も内部としては出ております。と申しますのは、私が町長になりましたところ、そのボランティアの方々にいろいろお願いをしていたのは、やってくださることは大変ありがたいことです。その方々に、例えば1年間いろいろな回数を出ていただいた、それらに対して報償費的な、例えば商品券の発行だとか、もしくは物だとか、もしくは感謝状だとか、そういうようなものを発行できないだろうか。そのためには、誰がどういったところでそういうボランティア活動をしているか、そのことの記帳と言ったらちょっと変な言い方になるかもしれませんが、そういうカードみたいなものがつくれないでしょうか。何回かお話をして、そういう取り組みをされてきた団体などもあったようでございます。そういう取り組みなどを参考にして、それをそらっきーのポイントカード化するというような仕組みがとれないだろうか、そのように考えている部分もございます。そういう内容について、そういった団体の方々と十分協議を進めていきたいと、そのように思います。

また、先ほど言いましたボランティアは無償が原則なのだと、そのようにおっしゃる方々もおりますけれども、国としてもいろいろな広がり考えた中で、そういったことに報いるような、いろいろな仕組み、制度というものがあってもいいのではないかと、ということが根底にあるのではないかと、そのように思っておりますので、そういったことについても団体の方々と十分に意思疎通を図るように、町としても努力をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。そんなことで、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田委員 答弁ありがとうございました。いわゆるボランティアの活動については、本来にいろいろ、詳細は多々ありますけれども、ボランティア活動を制限しない限りにおいて、ここでは稲城市長が指定するボランティア事業及び活動というものを列挙して、そういう事務局機能を社会福祉協議会として持たせているということで、しっかりとした認識というか、確認といいますか、先ほど言った確認がとれないとかというふうな問題でなくて、やはりボランティアの皆さん方の活動を認識して、やっぱり補助なりなんなりという、支援なりなんなりという形で、やっぱり押し上げていかなければならないものだと、こんなふうに感じているわけでございます。

それで、これは無理くりやるものではなくて、あくまでも任意ですから、受け取らないという方が多々ありますし、稲城市でもそうだと聞いております。全部がもらうという行動に移っていないし、換金も100%がしているわけではない。あくまでも任意です。そういうことでありますので、その辺の心配はないと思いますし、大論争になるということではないと思いますので、御了解をいただきたいと思いますので、町長さんの考え方は大体わかりましたし、ぜひ煮詰めることがあるのであればしていただきたいなど。私が素朴に考えたのは、やはりこれだけそらっきーポイントカードをいろんな形で出しているのであれば、団体の皆さん方を除いて出すということが、なぜ起きるのかなど。

また、これはちょっと通告外でございますけれども、ポイントの発行、予算もありますけれども、どのぐらいいっているのか私どもは承知していませんけれども、計画どおり進んでいるのか。そういった側面もありますし、ぜひそういったことも御考慮願いたいなど、こんなふうな考え方でございます。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 各団体の方々などとは、今後もいろんな意見交換をさせていただきたいと思えます。当然、ポイントを受け取る、受け取らないというのは、これはほかのものでも全く任意のものだと、そのように思っておりますが、ボランティア団体などで活動しておりますと、個人の意見もありますけれども、何となくその団体としての意見に合わせていくというようなことにもなっているのかとも思えます。そういったところも含めて、いろんなお話をさせていただければと思っております。先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、ボランティアの部分、もう既に一部そらっきーポイントの対象としているところもありますけれども、私もまだ十分なところまではいっていないと。当初から、そのことを除いて考えていたわけではなくて、ぜひともそのところも前向きに取り組んで、取り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

そらっきーポイントカードのポイントというのは、昨年からスタートし、ことし町としても発行するような形になりました。しかし、私はこれが完成形ではないと、そのように思っております。この使い方といいましょうか、発行の仕方、また、そのポ

イントの使われ方というものは、これからもますますいろんな可能性というものを秘めているのではないかと、そのように思っています。今後も、どんどんこのカードが成長できるように、いろんな提案を町としても行ってまいりたいと、そのように思いますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田委員 ありがとうございます。1 番目を終わらせていただきたいと思います。

2 番目の就農支援ハウス、これは長きにわたってやられておりますけれども、町民の方からもどんな使われ方をしているのか、効果は上がっているのかというふうな疑問を呈されることが、しばしあります。そんなことで、このお試し居住を経て、もう少しその辺の考え方を就農と別個にして、別途に拠点施設としてやるべきでないかと、こんな考え方でございます。年度別の利用集計などを私はいただいておりますけれども、大変そんなに多くはないわけでございますけれども、陸別町と同じように、やはりこれは滞在型観光なのです。やむを得ず農業体験とか、そういう体験を一回経験してもらうとかという、そういうかせをかけていますけれども、実際にやられている方は間違いなく僕は滞在型観光でないのかなと。というのは、料金がかなり安いですし、かなりそういう意味ではメリットがあるのだろうと。ただし、宣伝がそんなにできていないのか、あのぐらいで終わっていますし、どっちかといったら手狭な場所だと、こんなふうに補佐も申していましたから、まだまだまいちかなと、そんなことでいいものとそういう地の利というものを最大限に生かした事業展開をしたらいいだろうというふうな提言でございますので、時間はかかると思います。先ほどの保険制度の問題でかかるとは思いますけれども、あの施設については平成12年からですから、大分たっています。全体的な効能、効用、効果、どれほどあったのかと、全体です。そういうものも、やはり検証する時期に来ているだろう、こんなふうに思うわけでございます。ひとつ、その辺の観光の拠点づくりということに、一步踏み出していただける時間を要望したいと、このように思います。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 平成12年から開設をしているということでございますが、あそこのメルヘン公園、道の駅の各種施設の計画の段階のときに、私はちょうど担当してございました。そんな関係から、先ほど言いました新山村振興等農林漁業特別対策事業で、こういった施設ができないかということについて、当時の担当者として、いろいろところの町村の実例なども見させていただきました。非常に陸別町の施設などは豪華な施設でございまして、私どもの得た情報では、先ほど言ったように10人用の1棟、142平米でございます。さらには、6人用が99平米、これが4棟あると。建設費は、これはちょっと詳しく、建物だけではなくて、下の造成も入っているのではないかと思いますけれども、4億1,700万円というような事業費を傾注してつくられた施

設と。大変、キャンプ場ガイドなどのコテージなどのところの分野にも掲載されるような、そういう施設となってございます。私どもの施設は、平成11年度につくったわけでありましてけれども、先ほど言ったように面積は24平米から45平米程度ということで、非常に小さくなっております。約5,000万円の建設費で当時つくらせていただいたものであります。そういった施設をつくっていく中で、当時コテージのような貸し別荘のような、そういうところの色合いを、農業実習施設ではあるのですが、そういうような色合いをある程度出すか、それともその第2の目標として移住者などの長期滞在型を念頭に置くかという中で、あの施設は長期滞在をしていく、そういう施設として最終的には建設をしてしまった経過にございます。それは、本来の目的の農業実技、農業体験を例えば1カ月、3カ月、6カ月、1年という単位でやっていただくということの、そのすき間のところでそういうことも展開できないかということで考えたということもありまして、貸し別荘のように一遍に10人が集まって、そこのところで1泊2日、もしくは2泊3日で借りるというようなことを想定しなかったというところがあります。そういうことでありますので、今の施設の延長線上に滞在型の体験観光があるというふうには、私自身は今受けとめておりません。今のものは、あくまでもお試し移住だとか季節移住、そういったことを体験していただくための施設としてあるのではないかと。ですので、そのコテージ村という発想、それはそれで必要なことだと思っております。その場合には、町内の民間の宿泊施設との関係なども考えながら、どういう差別化が例えばできるのかとか、場所においても、例えば女満別の湖畔などのようなところの活用があるのか、東藻琴芝桜公園のキャンプ場のようなところ、今コテージと言われるところがありますけれども、余り質的には高いわけではありませんで、そういうところの活用があるのかとか、そういう戦略的なところも、今後は煮詰めていかなければならないのではないのかなと思っております。そういう中で、今の施設が発端ではありますけれども、色合いを少し考えながら、差別化をしながらコテージのあり方ということについて議論を深めていけるようにしたいと、そのように思っておりますので、今後とも、またいろんな御発案などいただければありがたい、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田委員 ありがとうございます。

あしたできるかのような話し方をしたくはないのですが、たまたま近くにフタバ食品さんの前のほうですか、ログハウスが2棟ほど建っています。あの辺の、ときの動きというものが、今はぴたっととまってしまったような関係にありますし、フタバ食品さんもいなくなったと。あの辺の環境は本当に素晴らしいのかなと、私自身個人的にはそう思っております。いつまでもあのような形では、ちょっとまずいのかなというふうな考え方がありますし、場所的に最高な位置にあるなというふうな考え方も持っているわけでございます。

あと、町長さんがよくおっしゃいますけれども、既存の宿泊施設に対する気兼ねと

いいですか、私はマーケットはいろんなマーケットがあるわけで、決して1つのマーケットではないと思うのです。それを余り考えてしまいますと、何もできなくなってしまう。ただ競争だけをせよということを言っているのではなくて、やはりマーケットは、ニーズというのは限りないのだよと。うちの町の、そうしたらニーズのとり方は、どうなのだという角度から計画を立てていかないと、何かわけのわからぬ何でもできるような施設をつくっているけれども、何にも評価されない。実も花も咲かないというふうなものがどんどん、どんどんできてしまう、そういうおそれがあると私は思っております。ある程度、特化したものを持っていくという可能性を今回チャレンジで見たのであれば、そういう手だてがあるのでないだろうか。私は、間違いなく農業体験をしたくて泊まっている方ではないと思うわけです。間違いなく意図は違うと。そういう人方が多いのだという昨今の事情、観光客の事情、個人プレーです。レンタカーです。そういう時代の趨勢というものをちゃんとにらんでいかなかったら、施策はあってはいかないし、不発に終わってしまう。いつもそういうことの繰り返しでは、だんだん、だんだん絶望的になってしまう。決してこれからバラ色の社会が来るわけではないです。縮減、低減の時代が来るわけですがけれども、それでもより活性化、前進、向上、そういった精神で地域をつくっていかなければ、私はならないと思いますから、この2つの提案をさせていただきました。

以上で質問は終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御指導いただきまして、ありがとうございます。意見の向きなど、しっかりと受けとめて今後も努力をしまいたい、そのように思います。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前 11時26分

平成 2 4 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・招 集 平成24年 9 月19日
- ・開 会 平成24年 9 月19日
- ・閉 会 平成24年 9 月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
監査委員	農業委員会会長	
副町長	産業課長	
総合支所長	産業課参事	
会計管理者	建設課長	
総務課長	住民福祉課長	
総務課参事	産業建設課長	
住民課長	総務課主幹	
福祉課長		
教育長	生涯学習課参事	
生涯学習課長		
監査委員事務局長	農業委員会事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。
暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において、8番、
深川昇議員及び9番、勝田鉄城議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付している
とおりであります。

また、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願いま
す。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第59号

◇議 長 日程第2、議案第59号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書の1ページでございます。「議案第59号 物品の購入につ
いて

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に
より議会の議決を求める。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二

記、1、購入する物品の種類及び数量、給食車1台（小型トラック4WD 3ト
ン）、2、購入の方法、指名競争入札、3、購入の金額、1、260万円、4、購
入の相手方、大空町女満別中央8番地の5 株式会社 オートカラー南部 代表取

締役 南部信」

物品購入に係る入札につきましては、平成24年8月7日に指名競争入札により実施し、8月8日に仮契約を締結しております。また、納期限につきましては平成24年12月21日までの予定としております。

購入物品であります給食車につきましては、女満別地区の給食車で平成3年に購入しました車両につきまして、老朽化に伴い更新するものであります。新たに購入する車両につきましては、4WD 積載量3トン ディーゼルエンジンであります。主な装備としましては、ゲートリフター、冷凍機、バックモニターカメラを装備しております。

物品購入に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、有限会社秋岡自動車工業、河原自動車株式会社、有限会社杉本車輛工業、株式会社たいせつ、株式会社マイカーセンター中央、株式会社オートカラー南部、有限会社東藻琴井戸整備、小田島車輛、網走交通株式会社の9社で、このうち4社が辞退したことから、5社で入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社オートカラー南部が落札したところであります。契約金額1,260万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、60万円となっております。

なお、物品売買契約につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第60号

◇議 長 日程第3、議案第60号 大空町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇**総務課長** 議案書の3ページをお開き願います。「議案第60号 大空町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

5ページをお開き願います。国の災害対策基本法が東日本大震災から得た教訓を生かし、災害対策の強化を図るため一部改正となっており、その改正に伴う条例の改正であります。

変更内容につきましては、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願います。改正前の災害対策基本法では、市町村防災会議の所掌事務とし、地域防災計画の作成及びその実施の推進等のほか、災害が発生した場合に防災に関する情報を収集することが挙げられておりました。これに対しまして、災害発生時、特に災害応急対策の段階では防災会議で情報収集を行うよりも、災害対策本部において一元的に事務を行うほうが効果的であることから、防災会議と災害対策本部の所掌事務について見直し、明確化が行われました。

また、防災会議につきましては、防災に関する諮問機関としての機能を強化する観点から、所掌事務に防災に関する重要事項の審議について追加し、あわせて多様な主体の参画を図るため、自主防災組織を構成する者、または学識経験のあるものを防災会議の委員に選任できることになりました。

新旧対照表の第2条第1項第3号、「大空町の地域に関する災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」から、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に改正し、第4号に「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を追加しようとするものでございます。第3条第5号は、文言整理のため「次の各号に」を「次に」に改正し、第9号に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるもののうちから町長が任命する者」を追加しようとするものでございます。第6項では、委員の定数について1名増員し、「23人以内」に改正しようとするものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、説明申し上げましたけれども、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 大空町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを

採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 大空町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第61号

◇議 長 日程第4、議案第61号 大空町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の7ページをお開き願います。「議案第61号 大空町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

9ページでございますけれども、この条例改正も災害対策基本法の改正によるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明申し上げますので、参考資料の3ページをお開き願います。新旧対照表の第1条ですけれども、根拠法令であります災害対策基本法の改正によりまして、条項が変更されておまして、第23条第7項が第23条の2第8項となったため、改正するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明申し上げますけれども、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 大空町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 大空町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第62号

◇議 長 日程第5、議案第62号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の11ページでございます。「議案第62号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第2号）」

平成24年度大空町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,579万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億8,549万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

13ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。1款 町税から3,153万円を減額、10款 地方交付税に3億6,697万1,000円を追加、13款 使用料及び手数料に20万1,000円を追加、14款 国庫支出金に31万7,000円を追加、15款 道支出金は目の中で同額の増減があったためでありまして、補正額はありません。17款 寄附金に57万5,000円を追加、18款 繰入金から1億3,764万9,000円を減額、19款 繰越金に8,757万円を追加、20款 諸収入に614万2,000円を追加、21款 町債に6,319万7,000円を追加、歳入合計は3億5,579万4,000円を追加し、79億8,549万9,000円とするものであります。

14ページ、歳出。1款 議会費、議会費は財源振替によるもので補正額はございません。2款 総務費に2億487万3,000円を追加、3款 民生費に91万円を追加、4款 衛生費に15万円を追加、6款 農林水産業費に8,476万4,000円を追加、7款 商工費に1,043万9,000円を追加、8款 土木費に178万2,000円を追加、9款 消防費に5,001万1,000円を追加、10款 教育費に286万5,000円を追加、12款 職員給与費は、これも財源振替によるもので補正額はございません。

15ページの歳出合計ですけれども、3億5,579万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

続きまして16ページ、第2表 地方債補正、1 変更でございます。東藻琴上東地区農道保全対策事業債は、限度額670万円に380万円を追加し、1,050万円とするものです。事業の追加配分があり、変更するものであります。臨時財

政対策債は、限度額2億4,631万3,000円に5,939万7,000円を追加し、3億571万円とするものです。臨時財政対策債は、国の地方財政計画では、各団体の発行可能額につきまして、地方財政の健全化のため平成25年度までに段階的に減額と言われております。平成24年度の国の計画では、減額になっておりましたので、当初予算では前年より約7,000万円減額で見込んでおりました。しかしながら、7月の交付税算定におきまして、国全体では減少しておりますけれども市町村分は増額となり、今回追加するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次に、17ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細の説明を申し上げます。3歳出から説明しますので、24ページ、25ページをお開き願います。1款 1項 1目 議会費は補正額はゼロとなっておりますが、議場音響機器更新工事950万3,000円に基金を充当しておりましたけれども、基金の繰り入れをしないこととしたので、財源振替をしております補正額は出ておりません。

2款 1項 9目 財政調整等基金費の公共施設等整備基金積立金に2億487万3,000円を追加しています。今後の公共施設整備のため積み立てるものであります。

10目 住民活動費について、補正額がゼロとなっておりますが、大東公民館児童集会室床修繕工事465万2,000円に基金を充当していましたが、基金の繰り入れをしないこととしたので、財源振替をしているためでございます。

3款 1項 2目 老人福祉費の移送サービス事業委託料12万6,000円は、寝た状態での通院輸送が必要な方が新たにふえたため追加しております。

3目 障害者福祉費の前年度障害者補装具費負担金返還金に8万9,000円を追加しております。北海道に対し、平成23年度分の精算のために返還するものであります。

4目 老人福祉センター費、東藻琴老人福祉センターの修繕料33万円は、フロックスの入浴施設の塩素薬注ポンプが故障し修繕のため追加させていただいております。

2項 3目 保育所費の保育所広域入所委託料27万円は、里帰り出産のため、広域入所の必要な方がふえたため追加しております。

3項 1目 災害救助費の災害見舞金9万5,000円は、7月23日に発生した火災により追加するものでございます。

4款 1項 3目 環境衛生費の個別排水処理事業特別会計繰出金から58万5,000円を減額しております。特別会計で補正事案が発生しましたが、前年の繰越金の差額があるため減額するものであります。

2項 2目 し尿処理費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金73万5,000円は、新たに合併処理浄化槽の設置件数が1件ふえたため追加しております。

6款 1項 4目 畜産業費のひがしもこと乳酪館管理費で備品購入費として生乳受入台秤59万9,000円を追加しております。生乳受入台秤は、平成8年度に購入していますが、老朽化により破損したため更新しようとするものでございます。

26ページ、27ページでございます。5目 農地費の東藻琴上東地区農道保全対策事業負担金382万5,000円は、事業の追加配分があったため追加しております。追加箇所につきましては、参考資料の5ページに記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

女満別南部地区農地整備事業負担金から625万円、女満別湖南昭和地区農地整備事業負担金から535万をそれぞれ減額しております。計画調査費につきましては、国が負担することとなり減額してございます。国営美女地区かんがい排水事業基金積立金に9,000万円を追加しております。当初予算で基金設置のため、300万円を予算化しております。国営美女地区のかんがい排水事業につきましては、平成21年度から平成28年度にかけて整備が行われ、平成27年度から平成44年度まで償還期間となりますが、利息軽減のため一括繰り上げ償還する予定でございます。この一括償還のための財源としましては、現状の推計で9,300万円の財源が必要と予想しております。当初予算300万円、今回9,000万円を積み立てしようとするものでございます。

3項 1目 水産業振興費の網走湖環境改善対策基金積立金に194万円を追加しています。今回の財源調整の結果、歳入でも出てまいりますけれども、繰り入れをやめ基金創設時の5,000万円にするため積み立てようとするものでございます。

7款 1項 2目 観光費、藻琴山登山道管理費でバイオトイレ設置工事63万円、備品購入費にバイオトイレ525万円を追加しております。藻琴山の8合目にある山小屋、銀嶺荘は国が所管する山小屋ですが、築40年以上が経過し老朽化しており、東藻琴観光協会や山岳会から改善要望がなされ、今年度国が建てかえることとなりました。この機会に町としましても、自然保護や利用者の利便向上のため、バイオトイレを導入することとしております。

道の駅振興事業で先進地視察研修報償費20万1,000円、普通旅費3万3,000円、高速道路通行料1万6,000円を追加しております。東藻琴地区の地域振興施設運営検討委員会が今後の施設運営の参考とするため、先進地視察をすることとなったため、関係経費を追加しております。

朝日ヶ丘公園管理費で朝日ヶ丘公園パークゴルフ場芝補修工事272万を追加しております。朝日ヶ丘公園のパークゴルフ場は、開設して10年が経過し、パークゴルフコースのグリーンにつきましては傷みが進んでおりまして、土の入れかえなど根本的な改善が必要なことから、計画的に補修しようとするものであります。

藻琴山温泉芝桜公園管理運営費に消耗品費136万円、芝桜植替え業務委託料22万9,000円を追加しております。本年、芝桜公園においてはスギナが異常発生しており、対策を講じなければならない状況であります。除草剤の散布、それからひどい部分につきましては、植えかえを行うための経費を追加しております。

8款 1項 1目 土木総務費の道路台帳補正委託料105万円は、道営事業や交付金事業による道路整備に係る路線の延長が確定したので、道路台帳整備のため追加しております。

28ページ、29ページをお開き願います。2項 2目 道路橋りょう維持費、

町道維持補修事業の町道敷地分筆測量委託料42万6,000円は住吉山沿い2号橋沿の道路整備において、測量が必要となったため追加しております。

3項 1目 河川総務費、河川管理事業で燃料費1万7,000円、重機借上料28万9,000円は、住吉中島の普通河川におきまして、土砂上げが必要な場所があり、必要経費について追加しております。

9款 1項 5目 災害対策費で防災会議委員報酬9,000円と費用弁償2,000円を追加しております。先ほどお認めいただきました、大空町防災会議条例で委員の人数を1名追加しましたので、その報酬等でございます。

北海道市町村備荒資金組合納付金に5,000万円を追加しております。消防救急デジタル無線につきましては、大空町分の事業費として約4億円分が予定されております。現在、その財源としまして交付税措置が7割ある緊急防災・減債事業債を借り入れする予定ですが、交付税措置分の残分として3割の1億2,000万円を財源として確保する必要があります。すでに平成23年度中に7,000万円を積み立てしておりますので、今回5,000万円を追加しようとするものでございます。

10款 1項 2目 教育費の事務局費ですが、高等学校生徒寄宿受入補助金30万円を追加しております。女満別高校への通学困難な生徒のための対策を講じる必要がございます。通学困難な生徒を下宿で受け入れてくださる方に対しまして、月額2万円を助成することとしました。また、東藻琴高校においても休業日に帰宅が困難な生徒のための対策も行う必要があることから、休業日に短期間受け入れてくださる方に1泊2,000円で、月2万円を限度に助成制度を設けるものであります。

2項 2目 小学校教育振興費で各小学校の教材費に8万円、3項 2目の各中学校の教材費に8万円、30ページ、31ページの5項 1目の各幼稚園に5万円、合計50万円を追加しておりますが、1名の方から未来を担う子供たちを育む事業にと、ふるさと応援寄附金を50万円いただきましたので、図書を購入する経費をそれぞれ追加しております。

女満別幼稚園管理費で臨時教諭賃金20万6,000円を追加しております。特別支援を要する園児がふえたことに伴う臨時教諭の増員及び職員の産休による代替のための臨時教諭の雇用のため追加しております。

12款 1項 1目 職員給与費については、補正額がゼロとなっています。国から農業費委託金として20万円歳入され、人件費に充当して財源振替をしているためでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。20ページ、21ページをお開き願います。1款 1項 1目 町税の個人所得割ですが、農業所得の減少により3,153万円を減額しております。当初予算では、平成23年の作況状況や聞き取り調査等で平年並みに推移していった経緯から積算しましたが、結果的には農家専従者給与や見送っていた償却資産等の購入、更新などの経費の増大により農業所得が減少したため見込みより減額となりました。

10款 1項 1目 地方交付税に3億6,697万1,000円を追加してお

ります。昨年度の普通地方交付税には、地方再生対策費で3,000億円、雇用対策地域資源活用推進費で4,500億円、計7,500億円が措置されていましたが、平成24年度はこれを縮減し見直され、地域経済雇用対策費として7,400億円の措置がなされ、前年度より100億円減額となっております。この算定経費につきましては、別枠で算入されておりました予算編成時では、いくら市町村に配分されるのかわからない状況でありました。当初予算で積算したときは、全体計画での情報がきておりましたけれども、詳細まではわからない状況でありましたので、この地域経済雇用対策につきましては、平成23年度算入額約2億7,000万円に対し、5%減で見込んでおりました。しかしながら、7月の交付税算定におきましては、この地域経済雇用対策費は人口が少なく、人口密度も少なく、そして高齢者人口比率が高いほど係数が高くなり、結果的には前年度算入額より3億4,600万円の増額となりました。全体では、他の経費の算定結果により3億6,697万1,000円増額となっております。

13款 1項 2目 民生使用料の広域入所保育料20万1,000円は、里帰り出産のための広域入所保育料を追加してございます。

14款 1項 2目 民生費国庫負担金、2節の障害者介護給付費等負担金と4節 障害児施設給付費等負担金について226万7,000円を同額増減させておりますが、児童デイサービスにつきまして、法律の改正により障害者自立支援から児童福祉へ移行したため科目を新設し、変更してございます。

2項 2目 衛生費国庫補助金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金に11万7,000円を追加しておりますが、新たに合併処理浄化槽の設置件数が1件ふえたことによるものでございます。

3項 3目 農林水産業費国庫委託金の地域現況調査委託金20万円は、網走川流域の農地現況調査のための国からの委託金であります。

15款 1項 1目 民生費道負担金、2節の障害者介護給付費等負担金と4節 障害児施設給付費等負担金につきまして、113万3,000円を同額増減させておりますが、民生費国庫負担金と同様に法律改正によるものでございます。

17款 1項 1目 一般寄附金に57万5,000円を追加しております。3人の方から御寄附をいただいております。

18款 1項 1目 財政調整基金等繰入金で財政調整基金繰入金を8,144万5,000円減額し、2目の公共施設等整備基金繰入金を5,415万5,000円減額し、4目の網走湖環境改善対策基金繰入金を204万9,000円減額しておりますが、今回の財源調整により繰り入れをしないこととしました。

22ページ、23ページをお開き願います。19款 1項 1目の繰越金につきましては、前年度の繰越金8,757万円を追加し、全額予算計上しております。

20款 4項 9目 雑入で前年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金22万3,000円、前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金321万1,000円、前年度障害者医療費負担金精算金12万2,000円、前年度障害者自立支援給付費精算金136万3,000円、前年度障害者補装具費負担金精算金52万3,000円とそれぞれ追加しておりますが、いずれも前年度精算によるものであ

ります。日本森林林業振興会助成金70万円につきましては、藻琴山の山小屋、銀嶺荘に係るバイオトイレ購入につきまして、日本森林林業振興会から助成されるものであります。

21款 町債につきましては、第2表で説明したとおりなので説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようよろしくお願いいたします。

(傍聴席で携帯電話が鳴る)

◇議 長 すいません、傍聴者の方、携帯電話をとめてください。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 1点お伺いをしたいと思います。歳入に関しての地方交付税に関する部分でありますけれども、先ほど今回の地方交付税に関しての説明がありましたけれども、その内容とはちょっと離れるかと思うのですけれども、今、国レベルにおきまして、公債発行特例法案が決定をしていないという形で、先延ばしがされているという状況にあります。そのことによって地方財政においても、その影響が出るのではないかと、そんな懸念もされているところでありますけれども、本町におきまして、そうしたことの影響が予算執行に当たってあるのか、また、影響がないのかということについて、1点確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 新聞でも、いろいろ報道になりまして、公債特例法案が今成立していない上、財源がないということで、いろいろ私たちも心配をしておりましたがけれども、まず結果的には、9月の交付税は40億円のうち10億円が9月10日に歳入になってございます。その分は安心しておりますけれども、例年は9月の5日前後で入ってくるのが少し遅れましたけれども、9月10日に入ってきて私たちとしては安心しております。あと、11月にまた再度10億円の交付がありますけれども、それも今のところ計画どおり歳入されると聞いております。聞きましたら、新聞等によりますと、やっぱり今影響あるのは都道府県。都道府県は今交付税が入らないので、一時借入金で対応するというようなことで、北海道におきましては、その一時借入金の利息が4,000万円というような新聞報道もありましたがけれども、本町におきましては、その心配がないということでございますので、報告させていただきます。

◇近藤議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 29ページの高等学校生徒寄宿受入補助金、説明をいただきました。月額2万円とか、そういう説明を簡単に受けたのですが、私は産業建設常任委員会に属しておりますので、当然、総務文教厚生常任委員会の中では、相当詳しい内容が報告されたものと推察はされますが、この経営者に2万円という説明だったのですけれども、この見通しについて現在どのくらい対象者がおられるのかと、その基準によって30万円という数字が出てきているのだらうと思うのですけれども、その算定根拠。前段に戻りますけれども、こういった場合には、私は議案を提案する際に、補助要綱というものを参考資料に添付するのが筋道だと、そういう参考資料もないものですから詳しい内容がわからなくて、聞かなきゃならない、こういう羽目になっておりますので一つ懇切丁寧にお教えいただきたいと、このように思います。

◇**議 長** 佐々木生涯学習課長。

◇**生涯学習課長** 寄宿舎の受入事業でございますけれども、現在8月の広報で住民に、この内容につきまして募集をかけているところですが、町民の方からの受け入れの申し込みはない状況であります。また、予算につきましては、平成24年度現在、高校3年生、1戸2名の方が下宿で生徒を受け入れてくれているということがございまして、その方に対しまして、2万円掛ける6カ月分の予算を計上しているところであります。また、東藻琴高校の帰宅困難生徒につきましても、同じく現在も受け入れの家庭の申し込みはない状況であります。今後さらに広報等で再度周知をする予定でございます。また、現在東藻琴高校につきましては、管外から通われている生徒が2名おります。その方につきましては、休日の帰宅が難しい場合がありますけれども、現在は親御さんのほうで送り迎えをされている状況であります。今後、冬の吹雪等の関係で全く帰宅ができない場合のことも想定いたしまして、2,000円掛ける30日分の予算を計上させているところであります。2,000円掛ける30日分の6万円、合計30万円の予算計上とさせていただいているところであります。

以上です。

◇**議 長** 佐々木生涯学習課長、要綱について。

◇**生涯学習課長** すいません。説明が足りませんでした。補助要綱の説明につきましては、所管の委員会のほうに内容、案を示しておりまして、その委員会のほうで説明している状況であります。

以上です。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** るる聞いてわかったような、わからないような。見通しとしては、なかな

か受け入れの方々がおられないという現状の判断が示されたようでありますが、今後予算執行上、何とかこれを実現したくて努力するという趣旨なのでしょうけれども、今まで経験された方と私は個人的に話したことがあるのですけれども、ですから何回も聞いているのですけれども、補助要綱のことを聞いているのは確認なのですけれども、その実際に経営するとなると、実際赤字なのです。その経営されている方々、善意のボランティアみたいなものです。特に、道立の女満別高校の子供たちを受け入れている人たち、1箇所ですけれども。よくお話を聞くのですけれども、周りの人がやっぱり野菜を持って行ったりだとか、あるいは現金でうちなんかへ届けがあって、肉を届けてやってくれというようなことで対応しているということで、内容的には子供たちからいただいている下宿料だけでは全然採算が取れないということは、はっきりしている。したがって、申しわけないのですけれども、私の聞いている限りでは、その方も来年の3月でやめると、こういう話も聞いております。ですから、補助要綱のことにこだわっているのは、経営者に2万円というのだけれども、システムのどうなるのかということが、いまだによくわからないのです。できるだけ多くの皆さんに協力を求めて、後ほど別の案件も出てきますけれども、広く町民の皆さんの力を借りるという観点からいえば、これに対する取り組みの考え方がいまいよく見えない。その辺、ちょっと教育委員会所管なのでしょうけれども、町長の考えがあったらお聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 この補助金の2万円につきましては、通常の下宿料等に当たります、通常のいくらかの食費等の管理費とは別に、奨励的なものとして2万円を補助するものであります。現在の下宿等で受け入れる方につきましては、その入寮されている生徒さん方から下宿料をというだけでありますけれども、その部分についての補助的なものも含めまして、2万円ということで、その2万円で多くの方々に御賛同いただきたいというふうに考えておりまして、今回計上しているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 これ以上、議論をしてもしょうがないなと思いつつも、もう一度お尋ねをしたいのですけれども。例えば現在、寄宿舍をやっていて、メルヘンハウスの場合は人件費もちゃんと出して、町が出している出していないは別として、そうやって実行されているのですよね。私はそのように聞いているのです。そうすると、2万円くらいのことで、ほとんど休みがないのです。そんなことで、皆さんの協力を仰ごうとしてもかなり無理があると思うのですけれども、その辺についてはメルヘンとの並びの同窓会のやり方等々もありますから、かんでないから、いろんな見方もあるのでしょうけれども、その辺について整合性をどんなふうにとったのかということを内部で議論がなかったのか、それを最後にお聞きしておきたいと思います。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 現在のメルヘンハウスの入寮の家賃の状況等につきましては、現在下宿を受け入れている方につきましても、大体同等額の下宿料を徴収しているというふうに伺っているところであります。その詳細につきましては、いろいろとお話をお伺いしながら、この金額を設定したという状況であります。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 もうやめたいと思ったのですけれども、ちょっとはっきりしないと、課長。僕が聞きたい一番の眼目は、メルヘンハウスの場合には、一人雇用をしているのですよ。舎監もいて、そのお世話をする人を雇用しているのですよ。夫婦で当然入っていて、住居も保障しているわけですよ。もろもろあるから、内容については僕はわからないことが多いので、お尋ねをするのですけれども、そういうことに準拠して、この計画が決められたかのように言っているけれども、私の印象ですよ、メルヘンハウスのほうが経営的観点から言えば、逆に言えば大変なのかもしれないけれども、ちゃんと報酬まで払ってやってきているわけです。その報酬については、あずかり知らぬと言われれば、私も何とも言いようがないのだけれども、そこの基準を考えて2万円という話が出ているのか出ていないのかということを、私はお尋ねをしているのです。私は、2万円の給料でやっているとは聞いていませんので。わかりますか、言っていること。そういうことを尋ねているのです。ですから、同等だという場合には、そこを整合して説明していただかないと釈然としないし、おそらくこのお金はなかなか予算化しても消化できないと思います。よほどの善意がある人がいない限り。問題は提案の仕方です。それを尋ねているのですから、もう一度詳しく教えてください。わかるように。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 それぞれの家賃設定については、経営できるかという判断で下宿されている方、また、寄宿の家賃設定はされているというふうに考えております。今回の2万円の根拠といたしましては、1食当たり大体500円から600円相当がかかると。それに1カ月の日数等をかけていった場合に、大体2万円相当が妥当であるというふうに判断いたしましたところであります。今回の補助金につきましては、あくまでも奨励すると、少しでも多くの方に受け入れをしていただくということの意味合いであります。実際の下宿料等につきましては、入寮される方、また、受け入れをされる方の話し合いに基づきまして、細かな料金が設定されてくると判断しております。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** これで最後にします。決定的な意味では、そういう多くの方がいろんな角度で町民の幅広い協力を得ながらやるという基本姿勢があるからこそ、この提案があると思うのです。そういう意味では、十分な手当だと私は思いませんので、このことについて、ちょっと議論の仕方が、内部での詰めの仕方が、メルヘンハウスとの比較問題も含めて、ちょっと甘いのではないかなということで、同じ課長にいつまでも聞いてもしようがないので、なかなか町長を指名しても返事をしてくれませんから、教育長から一言いただいて質疑を終えたいと思います。

◇**議 長** 渡邊教育長。

◇**教 育 長** ただ今、御質問ありました高校の寄宿舎の受入補助金の内容でございますけれども、この新しい制度の創設の一番の目的としては、広く受け皿を確保するに当たっての住民の皆さんの多くの協力を得られなければ、なかなか現状では受け入れの確保、また、生徒の確保ということが難しいということで、このようなソフト事業といたしますか、補助事業というものを考えた次第でございます。現状、町内では1軒の方が下宿の受け入れということをやっているというところでございまして、今年で3年目になりますでしょうか。いろいろと経営状況などについても、お話の中でお伺いすることがあります。大変、やはり経営的には厳しいということ、私も承知してございまして、その中で非常に子供たちのために貢献をしていただいているということで、大変感謝をしているところでございます。そのようなことで、非常に収支トントンと、あるいは月によってはマイナスというようなことをお伺いしてございまして、そこを何とか補うようなことを町でもできないのかということでございます。今回、要綱については、すべての議員さんのほうにはお示しはしておりませんが、その仕組みとしては、希望される、やっていただけるという方、手を挙げていただいた方に対して下宿を希望する生徒を学校を通じて、高校を通じて紹介をさせていただく。そして、月額の家賃、食費等については、それぞれ下宿をさせていただく方と高校生の保護者の方で料金などは決めていただくと、そのような仕組みになってございまして、さらにそのような対応をしていただいた方に、町として補填としての2万円を補助させていただくと。少しでも、その収支の不安といいますか、いろいろと子供さんの送迎等でのガソリン代だとか、そういった予想外の経費というものも当然生活の中では発生するのではないかと感じてございまして、そういったものに使っていただくだとか、そんなような思いで2万円という補助制度というものをつくったところでありますけれども、十分かどうかと言われれば、決して十分ではないのかもしれませんが、そのような考え方で広く皆さんに御協力を呼びかけると。今後とも、この制度については、お認めをいただいて予算化ができれば、広く住民の皆さんに継続してお願いを呼びかけてまいりたいと、そのように考えているところでございますので御理解をいただきたいと思っております。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 最後に最後にといいながら、申しわけないのですが、今の教育長の答弁を聞いても、最後まで議長、答弁漏れがあって、メルヘンハウスにおける雇用の関係のものが公表できるかできないかという問題があります。ありますけれども、内部の議論として、それを基準にしたとは到底思えない。それと、教育長から陳謝めいた言葉が出たけれども、本会議でやっぱり参考資料に補助要綱がないのは、手落ちです。それは、総務文教厚生常任委員会の皆さんは知っているからよいのかもしれませんが、私は残念ながら、それを知る立場にはなかったわけでありますから。これはきちっと参考資料として、今後は配付されるよう強く求めて質疑を終えたいと思います。

◇**議 長** 小島一弘議員、参考資料の関係は、総務文教厚生常任委員会にも産業建設常任委員会の委員さんが出てよいですし、それから閲覧をしておりますので、ここで、本会議のところで必要かどうかということは、私の判断で出しかねますのでよろしくお願いしたいと思います。

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第63号

◇**議 長** 日程第6、議案第63号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 議案書33ページをお開きください。「議案第63号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,29

7万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,244万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二

35ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款 国庫支出金に1万円を追加、3款 療養給付費交付金に67万6,000円を追加、8款 繰入金から485万3,000を減額、9款 繰越金に1,713万7,000円を追加いたしまして、歳入合計は1,297万円を追加し、11億6,244万1,000円とするものでございます。

36ページ、歳出でございます。2款 保険給付費、3款 後期高齢者支援金等、6款 介護納付金は財源内訳の変更でございます。10款 諸支出金に1,297万円を追加いたしまして、歳出合計は1,297万円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、42ページをお開きください。2款 保険給付費、3款 後期高齢者支援金等、6款 介護納付金は歳入で前年度繰越金を予算化したことから、特定財源の「その他財源」を減額し、一般財源に変更するものでございます。

10款 1項 3目 償還金 23節 償還金利子及び割引料ですが、前年度国庫支出金返還金として1,270万9,000円、前年度一般会計繰入金返還金として22万3,000円、前年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金返還金として8,000円、前年度出産育児一時金補助金返還金として3万円の追加でございます。いずれも平成23年度事業の確定に伴う返還金でございます。

続きまして歳入の説明を申し上げますので、40ページをお開きください。2款 2項 2目 1節 出産育児一時金補助金として1万円の追加でございます。前年度分補助金の精算により追加するものでございます。

3款 1項 1目 2節 過年度療養給付費交付金でございますが、療養給付費交付金過年度分として67万6,000円の追加でございます。前年度交付金の実績に基づく精算により追加するものでございます。

8款 2項 2目 1節 国民健康保険基金繰入金から485万3,000円の減額でございます。今回の補正予算財源調整のため減額するものでございます。

9款 1項 1目 1節 前年度繰越金に1,713万7,000円の追加でございます。前年度の繰越金を予算化するものでございます。

以上で補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第64号

◇議 長 日程第7、議案第64号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 議案書45ページをお開きください。「議案第64号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」

平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ607万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億908万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二

47ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

3款 国庫支出金に123万5,000円を追加、4款 支払基金交付金に180万3,000円を追加、5款 道支出金に296万2,000円を追加、8款 繰越金に6万7,000円を追加、9款 諸収入に1万円を追加いたしまして、歳入合計は607万7,000円を追加し、6億908万3,000円とするものでございます。

48ページ、歳出でございます。4款 基金積立金に221万2,000円の追加、5款 諸支出金に386万5,000円を追加いたしまして、歳出合計は607万7,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、54ページをお開きください。4款 1項 1目 介護保険基金積立金 25節 積立金ですが、介護保険基金積立金として221万2,000円の

追加でございます。今回の補正予算の財源調整のため追加するものでございます。

5款 1項 2目 償還金 23節 償還金利子及び割引料ですが、前年度一般会計繰入金返還金として321万1,000円、前年度地域支援事業交付金返還金として56万円、前年度介護保険システム改修事業補助金返還金として9万4,000円の追加でございます。いずれも、平成23年度事業の確定に伴う返還金でございます。

続きまして歳入の説明を申し上げますので、52ページをお開きください。3款 1項 1目 2節 過年度分介護給付費負担金に123万5,000円、4款 1項 1目 2節 過年度分介護給付費交付金に99万8,000円、2目 2節 過年度分地域支援事業交付金に80万5,000円、5款 1項 1目 2節 過年度分介護給付費負担金に296万2,000円の追加でございます。いずれも前年度の実績に基づき、精算により追加するものでございます。

8款 1項 1目 1節 前年度繰越金に6万7,000円の追加でございます。前年度の繰越金を予算化するものでございます。

9款 3項 2目 1節 返納金に1万円の追加でございます。介護給付費過誤審査の結果、給付決定済みの給付費が減額となったことに伴い、高額サービス費の再計算により超過給付となった額を受け入れするものでございます。

以上で補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第65号

◇議 長 日程第8、議案第65号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書５７ページでございます。「議案第６５号 平成２４年度大空町個別排水処理特別会計補正予算（第１号）」でございます。

平成２４年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４６万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３，０２９万７，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２４年９月１９日提出 大空町長 山下英二

５９ページでございます。第１表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。２款 繰入金から５８万５，０００円を減額、３款 繰越金に１０５万１，０００円を追加し、歳入合計は４６万６，０００円を追加し、３，０２９万７，０００円とするものです。

６０ページでございます。歳出です。１款 総務費に４６万６，０００円を追加し、歳出合計は同じく４６万６，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

続きまして、６１ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明申し上げますので、６６ページ、６７ページをお開きください。１款 １項 １目 施設管理費 １５節 工事請負費の合併浄化槽撤去工事４６万６，０００円につきましては、住宅火災によりまして住宅新設に伴いまして、浄化槽１基を撤去する必要があることによるものでございます。

続きまして、６４ページ、６５ページの歳入でございます。２款 １項 １目 一般会計繰入金 １節の一般会計繰入金につきましては、５８万５，０００円の歳出減額分を減額するものでございます。

３款 １項 １目 繰越金 １節の前年度繰越金につきましては１０５万１，０００円でございます。追加につきましては、前年度の繰越金全額を繰り入れするものでございます。

以上、補正予算についての御説明をさせていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 認定第1号ないし日程第16 認定第8号

◇議 長 日程第9、認定第1号 平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書69ページ、認定第1号でございます。「平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

平成23年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。決算書の実質収支に関する調書の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

実質収支に関する調書、1 歳入総額78億2,218万6,000円、2 歳出総額77億2,931万4,000円、3 歳入歳出差引額9,287万2,000円、4 翌年度へ繰越すべき財源 (2)繰越明許費繰越額530万1,000円、5 実質収支額8,757万1,000円でございます。

次に議案書の71ページをお開き願います。「認定第2号 平成23年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

決算書の100ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額11億7,943万3,000円、2 歳出総額11億6,229万5,000円、3 歳入歳出差引額1,713万8,000円、5 実質収支額も同額であります。

次に議案書の73ページをお開き願います。「認定第3号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

決算書の128ページをお開きください。実質収支に関する調書、1 歳入総額8,975万9,000円、2 歳出総額8,962万5,000円、3 歳入歳出差引額13万4,000円、5 実質収支額も同額であります。

次に議案書の75ページをお開き願います。「認定第4号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

決算書の144ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額6億960万2,000円、2 歳出総額6億953万3,000円、3 歳入歳出差引額6万9,000円、5 実質収支額も同額であります。

次に議案書の77ページをお開き願います。「認定第5号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

決算書の168ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額854万9,000円、2 歳出総額829万1,000円、3 歳入歳出差引額25万8,000円、5 実質収支額も同額であります。

次に議案書の79ページをお開き願います。「認定第6号 平成23年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二」

決算書の182ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額3億5,590万9,000円、2 歳出総額3億5,050万円、3 歳入歳出差引額540万9,000円、5 実質収支額も同額であります。

次に議案書の81ページをお開き願います。「認定第7号 平成23年度大空町

下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二

決算書の198ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額3億2,998万円、2 歳出総額3億2,725万8,000円、3 歳入歳出差引額272万2,000円、5 実質収支額も同額であります。

次に議案書の83ページをお開き願います。「認定第8号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成24年9月19日提出 大空町長 山下英二

決算書の214ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1 歳入総額2,879万7,000円、2 歳出総額2,774万5,000円、3 歳入歳出差引額105万2,000円、5 実質収支額も同額であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださるよう
よろしく願います。

◇議 長 お諮りします。

本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時45分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

決算審査特別委員会 委員長に近藤哲雄議員、副委員長に深川昇議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第66号

◇議 長 日程第17、議案第66号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 追加議案書の1ページをごらんいただきたいと存じます。議案第66号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第3号）でございます。

提案説明に当たり、私から経過等について御説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正予算の提案は、町内の高等学校生徒確保対策の一環として建設を計画する寄宿舎に係るものでございます。女満別高校は、普通科への転換、道立高校への移行から2間口を維持してまいりました。しかしながら、平成23年度の入学者が40人を下回り、実質1間口となったことを受け、北海道教育委員会の決定は、平成24年度の募集から1間口とするというものでございました。このことを受け、学校存続に対して危機感を抱かれたPTA、同窓会など学校の関係団体、また、町、教育委員会、議会など関係機関がこぞって平成25年度の町内中学校卒業生の増加など、2間口維持への要因や地域の実情について北海道教育委員会に対し、再三に

わたり説明をさせていただいてきたところでございます。さらに、部活動の活躍などから、網走東学区、それ以外の学区からも女満別高校への進学を希望する生徒の増加もあり、結果的に平成24年度の最終倍率は1.1倍という状況になりました。これらの状況から、北海道教育委員会は平成25年度の女満別高校の入学定員を2間口、80人とするという決定を行ったところでございます。地元の関係者の熱意が、2間口の復活をなし遂げたわけでございまして、大変うれしく思ったところでございます。

一方で、生徒確保のための課題は山積をしております。従来から、北海道女満別高等学校振興協議会への学校支援補助のほか、平成22年度には寄宿舎とすべく、旧宿泊施設を購入いたしました。平成23年度は、制服補助を制度化し、平成24年度は教職員の削減による教育水準の低下を招かないため、補助教諭の配置支援などを行っております。現在の女満別高等学校への入学希望者は、町内卒業生のほか、部活動などに関心を示し、網走市、北見市など、近隣市町からもふえている状況にございます。こういった希望者は、通常の公共交通機関では通学することが困難な状況にある方々も多数います。これは、町外者に限らず東藻琴地域にも一部言えることでもございます。このようなことから、平成23年度から同窓会の方々の協力をいただき、寄宿舎運営がスタートいたしました。現在17人が入居をし、満室状態となっております。また、浴室、洗濯室、食堂などが狭隘となり不便を強いている状況にもございます。これらを解決するため、現在寄宿舎の隣接地において、過去に旅館を営んでおられた方に対しお話をさせていただいたところ、将来とも現在地で暮らされる意向であり、生徒の寄宿などに対する協力はなかなか難しいとの回答でございました。そのほか、町内の遊休施設の活用等についても、情報を収集し検討いたしました。十分に活用できる施設の確保には至りませんでした。また、東藻琴高等学校寄宿舎の活用についても検討し、東藻琴高校側からは可能であるとの回答を得ましたが、寮を希望する生徒は実質的には部活動を行いたいという生徒であり、生活サイクルが余りにも違いすぎることや、東藻琴からの通学では自宅からの通学と変わらないなどの意見が出され、活用を断念した経過にあります。現在、女満別高校に在籍している生徒さんで、公共交通機関での通学が困難なため下宿をされている方がいらっしゃいます。過去において、同窓会などが中心となり、下宿をお引き受けくださる御家庭を募集いたしました。残念ながらいらっしゃいませんでした。これらは経済的に、また、心身の負担が大きいためではないかと考え、本年度になって、下宿を引き受けてくださる方への助成制度を創設し、改めて募集を行ったところであります。しかしながら、現在まで募集に応じてくださる方はいない状況でございます。このように、春以来、さまざまな可能性について検討を加えてまいりましたが、決定打となるような対応策が見出せない状況になってまいりました。このような状況の中、来年度の高校入学のためのオープンキャンパスが実施されたり、願書作成のため具体的な絞り込みが行われる時期となってまいりました。来年度、入学を考えてくださる生徒の皆さんに、安心して通学できる環境にあることをしっかりと伝えていかなくてはならないと、そのように考えたわけであります。そのため、来年度に向けて、現在地において寄宿舎を建設することを念頭に、教育

委員会協議会、高校のあり方検討委員会の役員会、議会の常任委員会、議会の議員協議会等で説明をさせていただいたところであります。このような中、9月の5日になりまして、現在の寄宿舍隣接地において、過去に旅館を営んでおられた方から、町に対し土地等の購入を希望する旨のお話がありました。さきに相談をさせていただいた折から、御家族とも相談をし、十分考慮した結果、当初の考え方が変わったとの御説明でございました。状況が変わりましたことから、施設を拝見させていただくとともに、寄宿舍の整備のあり方について再検討をさせていただくことといたしました。現在の寄宿舍としているもののほか、新設棟をつくり、居住室、浴室、洗濯室、食堂などを配置する案。第2案として、旧旅館を改装し、そこに居住室、浴室、洗濯室、食堂などを配置する案。第3案として、現在棟と旧旅館である棟を居住室として活用し、中間地点に浴室、洗濯室、食堂の共有部分の棟を新築する案でございます。これらの案について、内部での検討はもちろん、議員協議会においても意見をいただきました。また、高校同窓会の役員の方々からも意見をいただいたところでございます。いろいろな意見をいただきました。いつまで使うのかわからないので、経費は抑えるべきである。使わなくなった場合の活用方法を考えておくべきではないか。一般財源ではなく、有利な財源対策を図るべきである。現在地だけでは手狭であり、隣接地を求めるべきではないか。隣接土地所有者の意向に対し、十分検討すべきである。新築にそれだけの経費を充てるならば、そのほかに整備すべきものがあるのではないか。女満別地域ばかり整備するのは、いかがなものか。整備手法はどのようなものでもよいが、来年度の生徒確保に支障のないように、間に合うようにしてほしい。古い建物にいくら経費をかけても長くは使えないのではないか。新築棟があれば、生徒が減った場合でも新築棟だけで運営することができる。生徒募集に対し、今町の姿勢が問われている。しっかりとアピールすることができる施設が必要ではないか。福祉や環境整備も必要であるが、教育も大切だ。この地域から高校がなくならないよう、新築して生徒確保に当たるべきだ。女満別高校の生徒確保も大切だが、東藻琴高校の対策も十分してほしい。新築でも仕方がないと思うが、景観などにも配慮した場所などは十分検討が必要である。などの意見でございました。今回提案させていただくのは、現在地の隣接地の一部を購入させていただき、新築棟を建設させていただきたいというものでございます。さまざまな意見を受けとめ、建物、棟の位置、向き、用地の問題、財源確保など、できるだけ多くの御意見を反映させられるよう検討したところでございます。

財源といたしましては、今まで女満別地域における施設整備には借り入れしたことはございませんでしたが、今回初めて合併特例債を借り入れすることを念頭に進めさせていただきたいと存じます。御存じのとおり、合併特例債は償還額の7割が交付税措置される第2補助金的な性格を持っているものでございます。私自身、今回の判断は随分と悩みました。さまざまな意見を聞き、できるだけ多くの意見を反映させ、どういった対応がよりよいのか、それを判断し提案をするのが私の役割でもあります。そういった中での決断でございます。

教育というものは、費用対効果が約束されているというものではないように思います。例えばいくら親が考えて、将来こうなってほしいなと子供のために愛情を傾

注しても思いのとおりとなるかは、わかりません。しかし、その時々で、できる限りのことをしていくのが親ではないかと、そのように思いました。女満別高校も大切であれば、東藻琴高校も大切であります。福祉や生活環境も大切ですが、教育も大切であります。

私は、従来から施設整備などでは、必要な時期に必要な場所になが最も公平であるのではないかと申し上げてまいりました。今回は、女満別高校の生徒確保のため、この時期どうしても施設整備が必要だとの観点に立ったわけでございます。具体的な補正予算の内容については、担当者から説明いたさせますので、何とぞ御理解、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページでございます。「議案第66号 平成24年度大空町一般会計補正予算（第3号）」であります。

平成24年度大空町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,439万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月20日提出 大空町長 山下英二」

2ページの第1表 歳入歳出予算補正、21款 町債に7,890万円を追加。歳入合計は7,890万円を追加し、80億6,439万9,000円とするものであります。

3ページの歳出、2款 総務費から1,166万3,000円を減額。10款 教育費に9,056万3,000円を追加。歳出合計は7,890万円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

続きまして、4ページでございます。第2表 地方債補正、1 追加です。女満別高等学校生徒寄宿舍整備事業債としまして、限度額7,890万円を追加しようとするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、掲載のとおりであります。女満別高等学校生徒寄宿舍整備事業の財源として、合併特例債を予定しております。

次に5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款 1項 9目 財政調整等基金費の公共施設等整備基金積立金から、1,166万3,000円を減額しております。今回の補正の財源調整のために減額しております。10款 1項 2目 事務局費に女満別高等学校生徒寄宿舍建設事業としまして、9,056万3,000円を追加しております。平成25年度から女満別高校の間口が2間口確保され、通学困難な生徒のための対策を講じる必要があることから、寄宿舍を建設しようとするもので、建築確認申請手数料6万3,000円、調査設計委

託料740万円、女満別高等学校生徒寄宿舍建設工事8,150万円、土地購入費160万円を追加しております。箇所図等は、参考資料に添付しておりますので参照いたします。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。21款 1項 7目 教育費に女満別高等学校生徒寄宿舍整備事業債7,890万円を追加しております。第2表 地方債補正で説明しましたが、女満別高等学校生徒寄宿舍整備事業債の財源としまして、合併特例債を予定しております。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 町長のほうから説明がありました。また、常任委員会、議員協議会等を通じて質疑もありましたけれども、重複しない内容について質問させていただきます。

町長の説明にもありましたように、この新築の計画を練る前に、教育委員会内部で既存の建物についても、いろいろと調査をなされて意向も確かめたということでもありますけれども、これは仮にという話ではないですけれども、もしも、その中の1カ所でもよろしいですよというようなことがあったとなれば、B案、町長さんも説明したとおり、既存の施設を改修してということになりますけれども、建築関係の所有者と現誘致企業の寮になっておりますけれども、そこは私も見ておりませんけれども、その場合においても風呂場、また、台所、食堂など、私はないのだろうと思いますけれども、その改修をしようと思ってそういう当たりをつけたのかどうか、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、お尋ねをいただいた関係については、町内の自動車メーカーさんが管理といいましょうか、お使いになっているその寮のことを言われての御質問だということ、よろしいのでしょうか。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 1つは、そうですし、もう1つは、私も所有者ははっきりと知りませんが、今、3・3・2空港通のところに塾を経営している、そういう物件がございます。そこも当たったというふうなことで聞いておりますけれども。

◇議 長 品田好博議員、それはどこら辺なのですか。
佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 これまでに現有の施設についての検討もしてきております。品田議員の質問にありました、空港線通り沿いの現塾がある施設ですとか、また、ボッシュの現在寮で使っているところとか、さまざまな面につきまして検討しているところでございます。実際、いずれも跡地利用というか、次の利用が明確となっております、さらに町のほうから購入をいたしましてという状況ではないものですから、今回は取り下げという形で進めました。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 そうであれば、何ゆえに新築をして、すべての完璧な食堂、浴室、台所といったものをなさろうとしたのか、その辺がどうも私はわからないのです。そして、後段には隣接地の所有者の方から売りたいという旨の話があったわけで、そういった改修、Bという政策でございますけれども、その選択肢を選ばなかった理由についてもお聞きしたいと思います。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 実際、寄宿舍整備に当たりまして、現在メルヘンハウスの生活状況も確認をしてまいりました。現在の生活スタイルといたしましては、浴槽が相当狭い状況でありまして、12人が入寮していますけれども、実際には4名程度が入るのが限界な状況であります。その方々が交代交代で入る、また、洗濯槽もスペースがないということで、洗濯の時間が重複するということもありまして、入寮されている生徒さん方が、そのすべてを終了するのが11時過ぎまでかかるというお話もございました。そういう状況も改善しなければならないということもありまして、今回につきましては、浴槽、洗濯室等も考慮いたしまして、今回の整備という判断になったところです。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 それはわかっています。B案も改修の内容も出てました。その内容には、完璧な改修という形で2,800万円でしたか、それを投じたいというのがB案でありましたけれども、それをなぜ選ばなかったかということの質問でございます。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
佐々木生涯学習課長。

◇**生涯学習課長** 現在お話があります既存施設の改修という関係でございますけれども、その施設につきましては昭和46年、または昭和49年に建設された住宅でございます。今回、浴槽、洗濯室等の改善をした場合には、大幅な改修費が関係してくる金額となります。しかしながら、建物自体、大体築40年ぐらいい経過している建物でございます、今回改修したとしましても、さらに改修費用がかかってくるということもございまして、今回は整備のほうにという関係で考えたところであります。

◇**議 長** 1番、品田好博議員。

◇**品田議員** ある程度の改修費をかけて、何年もつかと、ちょっとそういう話ではないのかなと。それだけの改修をすれば、おおむね1回では半分以上のスペースを改修するわけですね。普通のリフォームは、大体そういうことでやりますけれども、それが二、三年で使いものにならないとか、そういう話ではないと思うのです。普通の民間であれば、私は十分に10年なり15年なり使えるような可能性があると思います。それは、新しいのは何でもよろしいです。それは、100%は何でもよろしいです。ところが、そうではない事情が、やっぱり背景にあるということが、いろいろ物議を醸しているわけだと思っておりますけれども、そういう議論の論点をはっきり見きわめて決断なさったんだろうと思っておりますけれども、私はそこら辺の認識の違いだと、私なりに今回のことを考えております。その辺について、そういう精査もあったのかどうか、最後にお聞かせ願いたいです。

(傍聴席で発言する者あり)

◇**議 長** 静かにしてください。
建設課建設グループ佐藤主幹。

◇**建設課建設グループ主幹** 私は建設課で建築の技術のほうを担当しておりますが、前段で改修をして、二、三年というお話があったかと思うのですが、当然のごとく、今回B案、ちょっと傍聴の方にはおわかりいただけないかと思うのですが、既存の建物を改修して使用するという場合に、その改修部分が二、三年でだめになるというような改修をするつもりは全くありませんし、それは今後古い建物であるから、改修費用がかかっていくだろうという見込みを生涯学習課長のほうが申し上げただけでありまして、当然改修したものは改修したなりに10年といいますか、15年くらいは使い続けていかなければ、当然使っていかなければならないんだろうし、それに耐えうる改修をしなければならぬのだと思っております。

◇**品田議員** 以上です。

◇**議 長** そのほか質疑ありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 先ほど町長のほうから、るるですね、道立の女満別高校の生徒確保対策、そして2間口を維持できるという形で、獲得できるということで、受け入れ態勢のために絶対に不可欠だと、こういう説明があったわけです。過去3回の議員協議会の席、私は産業建設常任委員会でありますので、知る由もありませんが、総務文教厚生常任委員会においては、何度か話し合ったのだらうと思います。私が聞きたいのは、3回の議員協議会の席でも明らかになっていないことを確認したいのです。それは、これからの道立女満別高校の生徒の確保の見込み数です。私は、これがはっきりしないで物事を進めては、いけないのではないかと。

(傍聴席にて発言する者、拍手する者多し)

◇**小島議員** 問題は、そこをきちんと説明しなければ、多くの町民の皆さんの御理解を得ることは、かなり難しいと思います。まず、その点を明らかにしていただきたいと思っております。

さらに関連して、現在のメルヘンハウス及び新しい提案の居室が今回9室ですか。合算しても、そんなに多くの数ではない。多くの数ではないものを、どういう見込みで稼働させようとしておられるのかというようなことも含めて、新築という巨額なお金、9,000万円ですね、お金をかけて、土地も含めてですけれども、その辺の兼ね合いですね、どうお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

◇**議 長** 佐々木生涯学習課長。

◇**生涯学習課長** 今後の女満別高校の入学者の推計でございますが、女満別中学校、東藻琴中学校の卒業者の推移でございます。平成24年度、来年の卒業生につきましては、86名、以下、来年、その平成25年度が72名、その次の年が61名、平成27年度が85名という形で、大体70名から80名前後の卒業生がいる状況でございます。これまでに、大空町から女満別高校に入学した生徒は、大体2割から2割5分、25%前後の方が入学している状況でございます。実質、大体人数的にしますと、20名から25名程度が入学するというふうに想定しております。今後、間口を2間口継続するためには、大空町以外の生徒さん方からも女満別高校に通っていただくということが必要となっておりまして、その対策を講じていきたいと思っております。

また、今後の9室の寄宿の状況ですが、1部屋に2人、一応入居していただく形で考えております。9室で大体18名の方が入居するという形であります。

また、新築の建物につきましては、食堂、お風呂については、現在のメルヘンハウスに住まわれている方もあわせて、そっちのほうを利用していただくということを想定いたしまして、食堂、浴室等は、その人数に見合った面積としているところでございます。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 御説明をいただきました。要するに、おおよそ８０名前後で数年間は推移する。そのうち、２０名程度を予定していると、こういう説明であったかのように思います。参考までに、どこまで知っておられるか知らないのですが、特に野球部に関しては、女満別中学校の野球部の卒業生の予定者の中からは、女満別高校に進学する予定者は１人だと、野球部の父兄から聞きました。そのほかの方々は、どこに行くのだと、女満別高校に行かないと言っているのです。これは、ただ試験の結果でどうなるかわからないことがあるのでしょうけれども、そういう推移の中で、これだけのお金をかけて、私は決して教育にお金をかけることを反対するわけではないですよ。中身があって、きちっと根拠のあった使い方なら、これは町民の皆さんもみんな理解ををすると思うのです。今の説明では、私が今参考例を申し上げたように、野球部が特に注目されているから申し上げるのですが、そういう事情も押さえておられるのかどうか。やはり税金ですので、説明できることが必要だと思います。よろしくお願いします。

(傍聴席で拍手する者多し)

◇**議 長** 渡邊教育長。

◇**教育長** 御答弁を申し上げたいと思います。生徒の確保といったことは、今後、大変重要な課題であるというふうに、こう思っております。この４月に女満別高校に入学された生徒さん、定員４０名に対しまして地元大空町からの入学者は１７名でございます。網走市からは１２名、北見市からは７名、その他町外からは４名という内訳でございまして、実態としては町外からの入学者が全体の６割を占めて、学校全体でも４割が地元、それ以外は６割が町外という状況が続いてございます。いろいろ……大空町は網走東学区というところに属している学区でございまして、網走市、大空町、斜里郡３町が１つの学区となつてございます。網走市内の向陽高校と網走学園高校が統合をして１つになって、今は桂陽高校という高校として１つの学校になったわけでありまして、それらの影響もありまして、特に網走市から本町の女満別高校、あるいは東藻琴高校に入学される方がふえました。その効果としては、あれですけれども、そのような影響もあって、ここ数年、ずっと女満別高校については、２間口というものを安定的に確保できていたところでございます。しかしながら、地元の進学率も今言いましたように、２０％から３０％といった状況が推移しているということがありまして、必ずしも地元ですべての中卒者が入学するということではなくて、交通の利便性もあり、町外の高校のほうに進学される地元の生徒さんもいると、そういった特徴のある町だと、こう思っております。そういった中で、今後もやはり少子化ということは想定されておりますが、地元の状況とすれば、今、生涯学習課長が説明いたしましたように、向こう７年間は６０名から８０名といった卒業生数の微増微減を繰り返すということでもありますけれども、学区全体で見ますと、大幅に減っていくという見通しは立っているところであります。非常にそういう意味では危機感を持って、このまま学校が存続できるのかということは思っているわけでありまして、そういう中で女満別高校自身も非常に春の選抜でも、いろいろと幅広く注目を浴びて、２１世紀枠というものを何

とか……粋で甲子園出場という、そういう榮譽を果たしたわけでありますけれども、注目されましたのは、やはり有形無形の学校の教育実践活動であろうと、こう思っております。皆様もテレビ等で、その活動の状況については承知されたことかと思っておりますけれども、有形という部分では除雪、高齢者世帯の除雪ボランティアをしていただいたり、あるいは環境清掃ボランティアをします。ついこの間も、敬老の日にはですか、ふれあい広場が東藻琴地区で開催されましたけれども、野球部の皆さん30名全員がボランティアとして、そのふれあい広場の運営にもかかわっていただいたということもございました。また、春から、あるいは甲子園出場を通して、さまざまな取材、マスコミ報道等によって大空町を大きく全国に発信をしてくれたと、そういったこともございましたし、また、無形の部分として捉えておりますのが、礼節を重んじ社会に通用する人材育成といった学校としての取り組みが、内外に広く周知をされたわけでありますけれども、そのことが町内の小学校、中学校、あるいは幼稚園の子供たちに非常に大きな影響を与えていると、非常に挨拶も町内の子供たちがみんな、学校内だけではなく道端でもいろいろな人に挨拶ができると、そういうような好影響をもたらしているのも、道立高校でありますけれども、女満別高校の生徒さんのそういった取り組みといったものだと、私としては評価をさせていただいているところでございます。それら、非常にそういった魅力ある高校運営というものが生徒の確保に、これからつながっていくものだろうと思っておりますし、学区内ではなかなか減る一方の中で、学区外である北見市だとか、そういうところから、ぜひ女満別高校で学びたいという生徒さんの声も寄せられております。ぜひ、そういうときにこそ、町として最大限支援すべきものを支援していかなければならないと、そういう考え方で生徒確保も今後も続けながら、また、必要な環境整備も町としてやっていく必要があるということで判断したところでございます。

◇議 長 傍聴者の皆様にお願ひがあります。大空町議会傍聴規則がありまして、議場の言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないことになっておりますので、協力をお願いしたいと思います。それでなければ、議会が長引きますし、進んでいきませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今、御説明、御答弁をいただきました。確かに、女満別高校の野球部が果たした役割は大きかったと私も思いますし、町民皆さんがこぞって、その夢をともに共有させていただいたと、大空町の名前を売っていただいたと、みんな感謝はしています。それは教育長が改めて言うまでもなく、それはわかっているのです。ですが、今答弁にあったように、まさに平成27年以降、非常に減っていくだろうという答弁もありました。そういうことなどからいくと、将来的には激減するということが言及されたわけです。そうすると新築であるということは、どうなのかなと。9,000万円です。9,000万円のお金をかけて、それだけのことをして、結果的に後から使い道をどうしましょうかというふうに相談するということでは、甚だ無計画だと私は思っているのです。過日の議員協議会の席においても、その議論

がありました。教育支援施設、それから福祉厚生施設、それから観光施設などに流用したいなどという答弁もありました。でも、既にそういうことが予測されるような新規の建設計画というのは、好ましいことではないと思いますので、改めてもう一度確認をしたいのです。先ほどの答弁が漏れていますけれども、ちなみに女満別中学校の野球部がお1人だけだということは、事実として確認をされているのですか。そのことを2つ、お聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 言われている意見、ある意味、今までもなるほどなと思いながら受けとめてまいりました。ほかの町村などで、1間口となっている道立高校を抱えている市町村などもあります。そんな中で、女満別高校は今回2間口になってよかったねと、各市町村が道立高校であろうがなかろうが、地元の高校として、いろんな手を尽くして、いろんな支援をされています。しかし、それであっても1間口の可能性しかない市町村がいる中で、今回私どもは2間口という、地元の方々の熱い思いが通じて、また、さらには北海道教育委員会の分析などもあって、こういう結果となりました。私は思いました、将来ともずっと間違いなく、確約は確かにできません。ですけれども、今こういうチャンスをいただいたという中にあって、何とかそこを町の活性化にもつなげられるように、また、高校がなくなってしまうということにならないように、攻めの姿勢をもって最大限努力をしていこうと、その一環でこういうような考え方にも立ったわけであります。

また、将来、その二次的な使い方のというお話は、先ほど言ったように、どうしてもそれが使えなくなったときには…例えば、高校がなくなってしまうようなときには、どうなるのだという御質問がございましたので、当然そういったところも、片方のところでは考えておかなければならないものということでおいてありますけれども、まず今、建てる建てない、そういう議論の中で、どうあるべきかと考えたときには、まず、何とかこれを整備して学生を、生徒を集めようというところに視点を持って行って、取り組んでいきたいと、そんなことでございます。決して、常に後ろ向きなことばかりということを考えているわけではないというふうに御理解を賜りたいものと、そのように思っているところでございます。

私からは、とりあえず以上でございます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育 長 女満別中学校の野球部が1名ではないかという、そのようなちょっとお話ではありましたが、私としては町全体として、中学校として、来年度どれくらいの進学となるのかと、その辺の見通しについては、春の1次調査というものがございまして、それで把握をしてございます。来年度の卒業生は、例年に比べて非常に16名程度多くなって80人台になります。そのような影響もありまして、昨年度よりは地元の進学率は高くなるであろうという状況、そういう見通しを立てて

いるところでございます。また、野球部の、いわゆる部活動として希望される方については今後、秋の大会等も終わってきておりますけれども、これからそういう進路ですか、そういったものの相談というものが具体化していくと、これから二者面談、三者面談が実施されるというようなことでございまして、現時点で野球部の志望者が何名かというのは、私は押さえてはおりませんけれども、今後それらの動向もわかってくるものと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 質疑をそれぞれさせていただきましたし、おそらく平行線だろうと思います。ただ、思いは同じで、教育に何も、1円も金を使う必要がないとか、そんなふうに私は考えておりません。問題は、貴重な税金を皆さんが納得のいくようにしていかないと、バランスもありますよね。ですから、将来にわたって確実に、稼働率を高めて使っていけるという見通しが無いものについては、先ほど同僚議員も言いましたけれども、2案というふうに町長は言及されました。我々に示されたときはB案という表現、Bって書いてあったと思うのですが、そういうふうに、できるだけコストを下げて対応するという姿勢について、もう一度考え直す気がないかどうか、お尋ねをしたい。それをもって質疑ですから、これ以上は意見になりますので、必要なときに意見を述べさせていただくことにいたしまして、質疑は終えたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私も考え方として、小島議員とその対極にあるような考え方を持っているというわけではないと、そのように思っております。私なりに、いろんな学校関係者の方々との懇談の中での意見もお聞きしました。また、常任委員会でのてんまつなども見ましたし、議員協議会などでは出席をさせていただいて、先ほど言いましたように財源の問題、さらには全体的な事業費の問題、建物の形状だとか、向きだとか、例えば、その底地の用地の問題など、いろいろな御意見をいただいたわけでございます。そういう中で、今見通しが無い中で、ここにこれだけのお金をかけるのかというようなお話もございましたけれども、私は決して、その見通しが無いということではなく、このチャンスを何とか生徒確保に向けて努力をしていきたい。先ほど、提案説明の中でもお話をさせていただきました。例えば、いつでも教育にばかりお金を使っているということではなく、福祉に対していろいろな施策を展開して、そこでお金を使っているときもでございます。また、例えば道路などの環境整備のところにも使わせていただいているときもあります。しかし、今2間口になる、その決定を正式に受けて、来年の生徒募集が始まる。この中で、本当にほかの学区からも、通学が困難なところからも行ってみようかというふうに考えていらっしゃる、そういう生徒さんの背中を押すような、そんな施策を講じるのは今ではないかと、そのように考えたところでございます。その時期でありますとか、そのときに

どういったところに、どれだけのお金を使うか、そういうことについては、先ほど言いましたように、一律どこかにということではなくて、その時期、また、場所などというものがあるのではないかと考えております。御意見として最もなところ、私も十分に受けとめておりますけれども、今回はいろんな方の御意見を聞いた中で、今回提案をさせていただいている、この案をもって御理解を賜りたいと、そのような思いでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「あり」の声あり)

◇議 長 反対の意見ですか。
(「はい」の声あり)

◇議 長 2番、中堀君子議員。
(2番、中堀君子議員、登壇)

◇中堀議員 ただ今、上程されておりますこの案件に対して、反対の立場から討論に参加をさせていただきたいと思います。

同僚議員が質疑をいたしまして、町長を初め教育長、るる高校に対しての思いを伺いました。しかし、私が言いたいのは、先日の議員協議会の中でもお伺いをしましたが、この案件が浮かび上がったのは、いつでしょうかということを伺いましたら、4月頃からというお答えでした。そんなに早くからわかっているながら、なぜここにきて今なのか。町民と話し合う機会も与えられないではないかと。私は町民から負託を受けて、この場に立たせていただいておりますが、私だけの意見で賛成、反対を言える立場の者じゃありません。やはり、町民の皆さんと一緒に考えながら、この問題に関しては町長なり、教育長なりに気持ちよく賛成をできたらよかったのになと思いますながら、私は私なりに出された案件の中から、3つの、3点に絞りまして、この討論をさせていただきます。

先ほども言いましたように、4月頃から話があったのであれば、そのように早い時期からあったのであれば、なぜもう少し早い時期に私どもに提案をしていただけなかったのか。これは、非常に残念に思います。しかし、残念に思っても、もうきょう、ここに至っては、いわゆる尻に火がついているのであります。ですから、皆さんは一生懸命、この案を通そうと思ってやっていらっしゃるのでしょうかけれども、決して私は女満別高校の野球部の子供たちに対して、いろんなことを町長も教育長もおっしゃっていますけれども、本当にその通りだと思うのです。しかし、そのために8,000万円、9,000万円近いお金を投じて何も考えずにつくるということは、いかなものかと。整備計画が出てきて、二転三転して出てきておりますが、整備費は一向

に減らず、新築、新築と、何かわかりませんが、新築のほうへ向かっていっているような気がするのです。しかし、これは先ほど町長のお答えの中にも、合併特例債を使います、7割が交付金ですというようなことをおっしゃっていましたが、交付金といえども税金であります。しかし、その税金を私どもだけが使っているのでしょうか。私は、そういった意味でも、同僚議員の二人が話してましたように、少子化で7年後までは大丈夫だというような予測を出しておりますけれども、決して7年後なんていう甘い考えではいけないと思います。来年はともかくとしても、再来年、3年後、5年後は予測はできないと、私は思っております。なぜかという、これだけ子供がいなくて、生徒が減っていく中で、よその市町村だって自分の町の高校を減らしてまで、なくしてまで、2間口から1間口、1間口から廃校に持っていくようなことをするのでしょうか。私はそういう意味でも何か、何かおかしいなと。皆さん、同僚議員は笑っているのですけれども、私は本当に言葉、かっかしてくると余計に言葉が出ないのですけれども、立派な言葉を言いたいです。でも、出ないのです。でも、気持ちは、なぜもう少し早くに出して、6月議会に出してくださらなかったか、今終わってしまって9月です。ですから、今ここに至っては仕方ないだろうっていうふうに言われそうな気がしますけれども、やっぱり町民と一緒に考えながら行動していくのが、私ども議員の役目ではないだろうかというふうに思って、あえてこの場に立たせていただきました。ぜひ、そういういったことも踏まえながら、いわゆる新築をするのではなくて、ここに至ってはしょうがないのしょうけれども、もう少し、もう少し知恵を使いながら少ないお金で大きなものをつくれるような、そんなふうなことができないだろうか、そう思いこの場へ立たせていただきました。ぜひ、そういうことも考えながら、皆さんに考えていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 ここで、賛成の方はいますか。

4番、松田信行議員。

(4番、松田信行議員、登壇)

◇松田議員 それでは、原案に対して賛成討論をさせていただきます。先ほど、行政のほうから説明がありましたけれども、一部私の意見もかぶりますので、その部分は御了承いただきたいと思います。

私は、この案に対して2つの観点から意見を述べさせてもらいたいと思います。先ほど来、同僚議員にもありました、確かに今の時代は少子高齢化です。うちの大空町においても、少しずつ、少しずつ過疎化が進んでおります。そういった中で、私は皆さんに地域における高校教育の役割と効果は何だということを、もう1回聞きたいのです。先ほど教育長の説明がありました。確かに女満別高校は道立高校。私もいろんな皆さんから御意見をいただきます。どうして道立高校にそこまで町がやるべきなのか、また、現実、町外の生徒が6割。その中でどうなのかと、そういう御意見をいただきます。しかし、私は高校教育は地域の活性化に必ずやつながっていると、私はそう思っています。その1つ1つを挙げて、全部は挙げきれません。湖畔清掃にしたり、それから高齢者、それから特別支援学級との交流、ボランティア、そういったボラン

ティアを積極的に取り組んでいること。それから、この間も東藻琴でありました、ふれあい広場の中でのボランティア活動。大体ボランティア活動に携わる皆さん方も高齢化です。その中で、野球部の生徒が率先して地域に関わりながらやっていこうというそういう姿、それは町にとって大きな、大きな効果だと思ってます。また、小学校、中学校、野球を特化するわけではないですけれども、今回の甲子園の出場に当たり、やっぱり憧れの的です。そういった小学生、中学生に対しての野球指導。これを1つとっても、やっぱり大きな効果だと私は思っています。

それと、もう1つですけれども、経済効果です。高校があることによって、人がたくさん集まります。そこには、必ず経済効果が生まれます。1つとっても制服、1つとっても、これは地元の商店、当然そういう関わりがあります。そういったことを含めて経済効果は必ずあると、教育的効果、経済効果。

2点目の観点から申し上げたいと思います。今、少子化でどの高校も間口確保で一生懸命です。その中で、うちの町が今回2間口を確保できたことは、本当に画期的なことだと思っています。ただ、いかんせん、この2間口を確保しようとしたと考えたときに、どうしても町外の生徒さんたちに来てもらわないと、立ち入っていけない。それは、正直なところですよ。だからこそ、目的をしっかりと持った生徒さん、町外から野球をやりたいと、ほかにもやりたいことがあるんだという、そういう生徒さんに来てもらいましょうよ。そのためにも、皆さんどうでしょうか。来てもらうために、うちはこういう設備しか整ってないのですけれども、それでもって、これで来てくれるでしょうか。そういうことを含めて考えていただきたい。

もう1つは、先ほど来、経費のことが出てきました。今回、ここに至るまでに3案が出てきました。その2案と3案については金額ですけれども、土地を含めて5,000万円、それからもう1つは約8,000万円、そして新築で9,000万円という数字が特化されますけれども、実際リフォームをかけたときに、今現在のメルヘンハウスも床の修理が必要だそうです。これは、やっぱり40年たつ建物では、当然ついて回ること。じゃあ、2つの施設をリフォームの中で維持していくとなったときに、築40年のメルヘンハウスもリフォームでそれなりに経費をかけていかなきゃいけない。もう1つの活用として考えられた隣接する施設も40年以上たって、リフォームで維持していかなきゃいけない。寄宿舎というものが継続されるときに、2つの施設をリフォームでずっと延々と、これに経費をかけていかなければいけない。じゃあそのときに、今のその新築して9,000万円、それからリフォーム、やり方は2つありますけれども、5,000万円、7,000万円。この費用を比べたときにどうなのか。私は新築の中で、そして可能な限り今あるメルヘンハウスを維持していきながら、環境を整えていく。私はその方法がベストだと思って、賛成の立場をとらせていただきます。

以上、私の意見を申し上げて賛成討論を終わります。

◇議 長 反対の方おられますか。

(「はい」という声あり)

◇議 長 1番、品田好博議員。

(1 番、品田好博議員、登壇)

◇**品田議員** 道立女満別高等学校生徒確保対策寄宿舎建設事業について、討論に入りたいと思います。

私は、高校支援について何も申すものではありません。所在地自治体として応援することは、一向にやぶさかでないわけであります。また、今なお継続して支援をしているわけでございます。学校がなくなるだとか、野球部がいないだとか、一切そのようなことは考えているわけではありません。

寄宿舎問題でいえば、一次支援でメルヘンハウスが実現され、野球部の隆盛と相まって下宿生の増加がみられております。追い風のように2 間口確保が確定的な状況の中で、さらなる支援をといた論理が決して間違っているとは考えてはおりません。しかしながら、少子化の影響が如実に現れ、生徒の確保難となり定数割れが続いている今日の状況を考えて、支援政策の度合いを見定めていかなければならないのではないのでしょうか。8 月29 日の総務文教厚生常任委員会への唐突とも言える新築提案、2 回を数える委員会審議、3 回を数える議員協議会を経てもなお、なぜに新築にこだわるのか、理解に苦しむばかりであります。町民の多くの意見を聞いても、明白であるように私は思います。誰もが予想できない学生確保の困難さが重くのしかかってくるのではないのでしょうか。

以上の観点から、誰が見ても妥当な支援と言える結論を見出すべきであろうと思います。新築がよい、合併特例債が借りればよい、ということがすべてを解決するような提案に対して、残念ながら反対せざるを得ないものでございます。

以上、寄宿舎新築反対の討論といたします。御賛同よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇**議 長** ほかに討論ありますか。

(「はい」の声あり)

◇**議 長** 賛成のほうですか。

(「はい」の声あり)

◇**議 長** 3 番、近藤哲雄議員。

(3 番、近藤哲雄議員、登壇)

◇**近藤議員** 私は、今回の原案に対して、賛成の立場から討論を行います。

今回、高校の間口が1 間口増となる見通しとなったことは、関係する団体、行政、そして議会などが一体となって要請を図ってきた、その1 つの成果であろうと考えているところです。今後においては、この間口の維持を図っていくことが、本町における教員数の確保などを含めた高校教育の環境整備を図っていくことであり、ひいては本町における中学生の進路選択の拡大へもつながっていくものと思っているところであります。今、盛んに言われておりますように、少子化の時代だからこそ、多くの自治体が生徒確保、学校存続、それらがもたらす地域への活性化などに力を注いでいる中、今回提案されている政策の約6 割が町外からの生徒だという実情の中、現実に居住する場所があれば入学したいという生徒の受け入れへの対応や町としての姿勢を広くアピールをし、進路選択の判断材料としても示していくことは、生徒確保、間口維

持には不可欠な部分であると考えているところです。大変、大きな予算ではありますが、議員としてこの原案を判断していく立場にあるとき、今後における教育問題であるとも考え、理解を求めていくことも我々の責務の一部だと捉え、賛成とするものであります。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

◇議 長 そのほかありますか。

(「はい」の声あり)

◇議 長 反対ですか。

(「はい」の声あり)

◇議 長 8番、勝田鉄城議員。

(8番、勝田鉄城議員、登壇)

◇勝田議員 私は、昭和43年に女満別高校を卒業した卒業生の一人であります。議長も私より3年ほど前に、女満別高校を卒業した卒業生、議会では私と議長が女満別高校の卒業生ということであります。日頃から、こうして予算をつけていただいて、我が母校は大変お世話になっているということを本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

私は、議員協議会で示されましたB案という案ですね、これは隣の旧昭和旅館を譲り受けて、ここを改修してはどうかという案であります。これは、土地代も含めて先ほど言っておられたような金額でありましたけれども、なぜそれに賛成するかというと、平成18年に女満別町と東藻琴村が合併をいたしました。この理由というのは、私たちに聞かされたのは、このまま女満別町がいくと町民の負担がふえますよと。それから、サービスは低下しますよと。皆さん、それでもいいのですかという女満別町の問いでありました。したがって、これは何とかせんきゃならん。北海道から来た職員の方が助役となられて、中を取り持っていて東藻琴村と合併に至ったと、こういうことであります。現在、当時ありました借金から山下町長が相当減らしまして、現在は123億円か125億円くらい、地方債ですね、借金があります。貯金も30億円以上あります。確かに財政はよくなりました。しかし、今までの6年間で財政がゆるくないということで、何とかしのいで貯金をふやし、それから借金を減らしてきました。町民の皆さんには、なかなか見えにくいかもしれませんが、いろいろ予算を町長部局で削りながら何とかかんとか、この6年間予算を立ててきて、ここまで来たと。だいぶ財政もよくなって、総務課長ももう少しだというようなことはありますけれども、その初心を忘れることなく、無駄とは言いませんけれども、すぐ隣にあるのに新築にしなくても改築で乗り切ってはいいいのではないかと、私はそういう考えであります。

それから、もう1つ。じゃあ、我が町の教育ということに関してですけれども、日本の全国の中で、47都道府県の中で学力が1番低いのは……北海道が1番ではありませんけれども、下のほうだと、下から二、三番目だと。その北海道の中でも、網走市はそのさらにといいますか、低いほうに学力がある。確かに学力だけで人間は暮らすことはできませんけれども、心も体も豊かになって暮らしていくことが一番幸せだと

思います。教育委員会の仕事がそういうことであろうと思いますけれども、私はこの新築にかかる予算を少しでも減らして、教育、その学力が、体力が上がるような子供たちに予算をつけていただきたいと。私は、そう常々思っております。それは新しい施設、新しい施設で立派な先生、すべてが最高級であれば、それは子供たちにとってはいいと思うのが親かもしれませんが、それに耐えていくというふうに思っております。

今回、女満別高校が野球で選抜で甲子園に選ばれて参加をしたと。これは、施設とかそういうものではなくて、やはり子供たちの素質、これを伸ばした監督、これを支えた父兄、そして町民が一丸となって、あるいは町外の方々も一丸となって応援した結果が甲子園に参加されたと。そして、寄附金の額を見ると、使いきれないほどの寄附金が、大きく言えば全国から集まったと、こういうことであろうと私は思っております。この心を私は大事にしてあげたいと。特別、あの監督の鈴木先生が、施設がよかったわけでもないし、お金をかけたわけでもない。毎日新聞が言うように、非常にこの極寒の中で、よく耐えてここまで子供たちを成長させたと、甲子園の選抜に値すると。札幌市から来た毎日新聞の方が、言っておられました。この心を大事にすることが、私は親としての務めではないのかなと、それは私もいい車に乗せたい、いい家にも入れたい、お金もたくさんあげたいと、息子たちにはそう思います。でも、そうでない。世の中って、そうではないと思います。一生の中でいろいろなことがあるのです。やはり若いときに、いろんな経験をし、いろんなことに耐えて、初めて世の中で生きる力をつけていくのではないのかなというふうに思っております。したがって、私は何とか隣の旧旅館を譲っていただいて直すことが、子供たちにも、町の財政にもよいのではないのかなという意味で、この原案については反対をさせていただきます。

以上です。

(傍聴席で拍手する者あり)

◇議 長 そのほかの方おりますか。

(「はい」という声あり)

◇議 長 賛成ですか。

(「賛成です」という声あり)

◇議 長 6番、植田泰弘議員。

(6番、植田泰弘議員、登壇)

◇植田議員 私は、この議案に対して賛成の意見を述べたいと思います。

以前、私が議員に立候補をしたときに、女満別高校の存続が危ぶまれたという時期がありました。私は、遊説の中で町民の皆さんと一緒に、この女満別高校を守ってこうと、存続させようというふうに訴えて回ったことを、今も覚えております。私は、残念ながら網走市の高校を卒業しております。しかしながら、私は網走市の高校を卒業したことによって、この女満別高校の存続という、この危機を肌で感じた覚えを今も覚えております。それはなぜなのか。やはり高校がある町というのは、その子供たちが卒業したふるさとになるのではないだろうか。僕は、そういう子供たちが、将来、この女満別高校を卒業したときに、必ずやこの大空町に対して好意を持ち、力になっ

てくれるのではないだろうか、そういうふうに自分は感じているところであります。ましてや、今年の春に甲子園に出ました。この思い出というのは、おそらくあの子たちには一生の思い出として、この女満別高校というものを誇りに思うことであろうというふうに思います。

それから、今回女満別高校は2間口という、この対応に対して、物すごく恵まれた状態の考えをしているというふうに私は考えておりますけれども、しかしながら、今、財政的に可能であるのであれば、きちんとした宿舎建設をすることによって、ここを卒業した子供たちが、また大空町に帰ってこれるような、そういう気持ちになれるような、そういう政策を私は望んでいきたいというふうに考えております。

将来において、女満別高校が存続の危機を迎えたときに、今の宿舎が40年近くたっている以上、やはり新しい宿舎があり、町外からの生徒を受け入れるためには、やはり最低限の施設であることを私は考えております。どうか、子供たちがこの大空町に将来帰ってくるように、我々は今頑張って、大変なお金ですけれども、新しい宿舎を建てなければいけないのではないだろうか、私はそういうふうに感じております。

各議員におかれましては、私のこの意見に賛同していただくよう、心からお願い申し上げます。

終わります。

◇議 長 そのほかありますか。

(「はい」という声あり)

◇議 長 反対の意見ですか。

(「はい」という声あり)

◇議 長 10番、小島一弘議員。

(10番、小島一弘議員、登壇)

◇小島議員 私は、原案提案に対する反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。同僚議員からも、いろんな観点から議論は出尽くしている感じがございます。違った角度から、改めて問題提起をさせていただきたい。

私は、何度も申し上げますけれども、高校の教育支援策について反対しているわけでは、もちろんありません。効率のよい、中身のある支援にすべきだと。町民の皆さんも聞いて納得のできる支援であるべきだと、このように考えている次第であります。その観点から、いわば政策の優先順位論なのです。今この時点で、教育に対する支援策に1億円に近い金を投じるべきなのか、否なのかと、こういうことであります。それが、第1点であります。

第2点は、皆さんお気づきでないと思いますが、私ではなくて別な同僚議員が議員協議会の席で申し上げたかと思えます。この寄宿舍に女性が入ることはできるのかと、こういう意見を述べられた同僚議員がおられました。答弁は、女性はいれないと、これは女性差別であります。教育の機会均等と同時に、女性も女満別高校に通う権利を有しているわけでありますから、女生徒も。宿舎に入る権利が保障されていないということ自体が、この原案の重大なる瑕疵であります。私は、このように考えております。

第3点目。ここに立っていますと汗が流れてきます。大変暑い夏が過ぎて、残暑厳しい折からであります。ある町民の皆さん何人かから、この問題ではなくて別な相談を受けました。それは、福祉問題です。女満別ドリーム苑にミドルステイで行っているけれども、全然利用できない状態に入っていると。ショートステイも塞がっていると。あまつさえ聞いてみると、古い施設の増設をしたところには、エアコンが整備されています。ところが、古いところにはエアコンが整備されておりません。暑くてどうにもならないので、重度の方々の状態が熱中症が起きたら困るからということで、新しい増設部分に車いすで連れて行って冷やしていると。それにどのくらいのお金がかかるのかと、私は聞いてみました。1, 500万円もかからないと、こうおっしゃっていました。今、熱中症で死ぬ人は全然出ていませんけれども、もしかしたらそういうことが起きるかもしれないのです。これは、東藻琴福寿苑もそうですね。エアコンが整備されておりません。そして、聞いてみました。女満別ドリーム苑で今、入所したいという希望者、待機者はどのくらいになっていますか。160名を超えたと、こういうふうに言っております。どう対応してよいかわからないって、現場はそう言っています。もう1つ教えていただきました。今、中央病院のほうで療養型病床群をやっておるけれども、法の改正と運用の改定に伴って、できるだけ早く出て行ってもらおうという方向性になってしまったから、その受け皿が存在しない。

◇議 長 小島議員……。

◇小島議員 簡潔にやります。私が申し上げたいのは、第3点目は、5, 000万円のB案の案であっても、もっと安くできるような気がしますけれども、これは別として、それなりのお金を2, 800万円もかけて、5, 000万円であっても、その差額の4, 000万円以上のお金があれば、住民の皆さんに納得のできる、今問われている中身についても、やはり対応はできると私は思いますので、そのような3点の論点に立って、私は原案に関しては反対を申し上げたいと、そのように思います。

多くの議員の皆さんの賛同を得たいと思いますので、よく熟慮して結論を出していただきたいものと思います。

◇議 長 そのほかありますか。

(「はい」という声あり)

◇議 長 賛成ですか。

(「はい」という声あり)

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

(5番、齋藤宏司議員、登壇)

◇齋藤議員 私は、今回の案件に対して賛成の立場で討論させていただきます。数多くの議員がおっしゃっていましたが、一言だけお話をさせていただきたいと思います。

今、賛成の同僚議員が数多く説明してくれましたが、せっかくの女満別高校の2間口が決まった中で、ぜひ将来の大空町の教育のためにも、この新築の案を進めていただきたいと思います。

今、全国では、いじめ社会がはびこっております。女満別高校を見てください。高校生を見てください。決して、いじめというの字ありません。その中で、せっかくの2間口になった中で、ぜひ迎えるに当たっても、せめてプレハブを並べればいいのだという話にはならないと思います。その意味でも、私はぜひ賛成の立場で発言させていただきます。

同僚議員の皆さん、ぜひ御賛同いただきたいと思います。

以上、終わります。

◇議 長 そのほかありますか。

(「なし」という声あり)

◇議 長 討論がないようですので、採決に入りたいと思いますのでよろしく願いたいと思います。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

この評決は、起立によって行います。

議案第66号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◇議 長 起立多数です。

したがって、議案第66号 平成24年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時38分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第18 発議第19号

◇議 長 日程第18、発議第19号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 発議第19号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年9月20日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝

田鉄城、松岡克美、品田好博の各議員であります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

(意見書朗読)

以上、説明を申し上げましたので、よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第19号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第19号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 報告第13号

◇議 長 日程第19、報告第13号 平成23年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から、平成23年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。
佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 それでは、報告第13号でございます。平成23年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

説明いたします資料につきましては、お手元の大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をごらんいただきたいと思います。

初めに、大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第27条第1項におきまして、効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすという観点から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。町教育委員会にお

きましては、平成23年度教育委員会の所管の事務につきまして、みずから点検・評価を行ってきたところであります。9月12日に開催されました教育委員会会議において決定いたしました、大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、教育委員長から町議会議長宛に提出し、議会に報告するものであります。報告書につきましては、昨年度と同様に北海道教育委員会の報告書を参考にした形式で作成しております。平成23年度における町教育委員会の所管事務、執行状況の概要をまとめた活動状況と学校教育活動、社会教育活動に係る反省、評価をまとめて構成しております。

第1部の教育委員会の活動状況につきましては、1ページから教育委員名簿、教育委員会会議の開催状況と付議されました案件等、7ページからは教育委員会関連の条例、規則等の制定状況で条例9本、規則9本、要綱等10本を制定しております。8ページから教育委員会委員の活動状況、9ページからは教育関係機関等の活動状況、10ページからは学校に対する指導、助言、指示等の状況、13ページには町民に対する情報提供、14ページから17ページには教育関係予算の平成23年度の最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

18ページからの第2部におきましては、18ページから21ページには平成23年度の大空町教育推進方針に係る反省評価でございます。大空町教育推進計画が平成21年度からスタートし、その実現を目指すため計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、基本方向、観点の数字を記載し、その関わりを示しております。4つの基本目標について記載しており、括弧で示しております数字につきましては、5段階評価評定尺度に基づき町立の幼稚園2園、小学校3校、中学校2校、高校1校が実施しましたそれぞれの評価点の平均点を記載しております。

22ページからの第3部におきましては、社会教育活動に係る反省評価でございます。まず、1つ目として、平成23年度大空町教育推進方針に係る反省評価でございますが、評価につきましては5段階評価評定尺度に基づき、各担当から出されました評価点の平均値を記載しております。大空町教育推進方針は、3つの基本目標からなっており、同様に具体的方策及び総括的な反省評価を記載しております。23ページには、大項目の2つ目として、平成23年度社会教育推進計画の反省評価でございます。社会教育を5つの事業に分類し、評価を行っております。毎年度作成しております、大空町教育経営計画、大空町の教育の社会教育推進におきましては、各事業の計画を記載しておりますが、その部分と同様となっております。

以上、御説明申し上げ、平成23年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これで、平成23年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第20 報告第14号

◇議 長 日程第20、報告第14号 平成23年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり平成23年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇**総務課長** 議会提出議案書9ページをお開きください。報告第14号 平成23年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、平成19年6月22日に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を健全化の判断比率とし、また、公営企業の資金の状態を表す指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することとされております。これらの指標について、監査委員の審査をいただき、9月6日付で審査意見書の提出をいただいたところでございます。

11ページは、町長から議長への通知文でございます。9月10日付で通知をさせていただいたところであります。

それでは、13ページ健全化判断比率でございます。上段が実質赤字比率等各比率の名称、その下が大空町の平成23年度決算に基づく比率、その下に括弧書きされている数値は、早期健全化基準の数値でございます。

初めに実質赤字比率でございます。一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。赤字がある場合に数字が入りますが、大空町は黒字決算のため数字は入ってございません。早期健全化判断基準は、14.77%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。係数は実質赤字比率と同様に赤字がある場合に数字が入りますが、大空町は各会計とも黒字決算のため数字は入ってございません。早期健全化判断基準は19.77%でございます。

実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずるものの標準財政規模に対する比率でございます。平成21年度、22年度、23年度の3カ年の平均で、16.2%と前年に比べ1.7ポイント下がってございます。これは、平成23年度の単年度は15.38%と前年とほぼ同じ数値で推移しましたが、平成20年度単年度の20.39%と高い率の年度が外れ、平成21年度からの3カ年平均となったためであります。また、早期健全化の判断基準は25%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。大空町は44.7%と前年に比べ19.7ポイント改善しております。これは、平成23年度は将来負担となる地方債の残高が約6億円減少し、さらに財政調整基金や公共施設等整備基金などに約4億7,000万円を積み増したため、将来負担比率が減少したものであります。早期健

全化判断基準は350%となっております。

次に14ページ、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の規模に対する比率であります。資金の不足額を事業規模で割り返して算出するものでございます。資金不足という表現になっておりますが、一般会計で例えると赤字の意味になります。大空町において対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計も資金不足を生じておりませんので、数字は入っておりません。経営健全化基準は20%とされております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、審査意見書の写しを15ページ、16ページに添付させていただいております。

以上で、平成23年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による平成23年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 議会提出議案15ページをお開きください。

ただいま上程になりました報告第14号 平成23年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、御報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は8月24日、松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成23年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較するとこれを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成23年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、いずれも下回っており特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成23年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について審査結果

の報告とさせていただきます。

- ◇議 長 これで、平成23年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第21 報告第15号

- ◇議 長 日程第21、報告第15号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

- ◇代表監査委員 議会提出議案19ページをお開きいただきたいと思います。ただいま上程になりました、報告第15号 例月出納検査報告をいたします。

平成24年5月分から7月分の例月出納検査結果につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象は、毎月の現金の出納状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては6月25日、6月分につきましては7月の17日、7月分につきましては8月23日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

- ◇議 長 これで、例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

- ◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

- ◇町 長 大変暑い日が続いております。従来でしたら、暑い、暖かいというのは喜ぶべきことではありますけれども、これほどお盆を過ぎて暑さが続いているという中にあっては、作物など病害虫の発生なども見受けられておりますし、また、海のほうではアキザケがなかなか寄ってこないというような話もあって、決して手放しで喜べる状況ではないのではないかと、何とか落ちついた気候の中で、出来秋が迎えられればと、そのように思っているところでございます。

今回の定例会では、高校の寄宿舎が大きな争点となったわけでございます。大変難しい御判断の中で、御賛同をいただいた議員各位には、お礼を申し上げたいと思いま

す。

一方では、反対の討論もございました。具体的な代替案なく反対となったことは、大変残念でございます。しかし、これらは私どもの説明が十分に行き届かなかったものと反省をするところでもございます。

今回、予算を執行できることとなりはしましたけれども、これですべてが終わったということではないと、そのように感じてございます。今後とも、十分いろいろな方に説明を行い、より多くの方に御理解をいただくよう今後も務めてまいりたいと思いますので、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◇議 長 平成24年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時2分